

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	令和4年6月27日
【事業年度】	第75期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
【会社名】	株式会社高田工業所
【英訳名】	TAKADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 寿一郎
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【電話番号】	北九州093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長 副島 淳一
【最寄りの連絡場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【電話番号】	北九州093(632)2631
【事務連絡者氏名】	総務部長 副島 淳一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	45,350,471	49,219,419	49,710,057	47,794,803	47,243,833
経常利益 (千円)	1,229,783	2,160,961	2,255,511	2,204,068	1,262,587
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	594,278	1,418,681	1,426,963	1,054,436	788,125
包括利益 (千円)	932,131	1,485,183	1,281,952	1,446,358	1,390,490
純資産額 (千円)	10,089,266	11,189,271	11,552,279	12,376,200	13,725,744
総資産額 (千円)	27,935,081	30,765,144	28,523,606	30,976,239	32,628,997
1株当たり純資産額 (円)	1,124.86	1,341.90	1,509.02	1,724.42	1,937.63
1株当たり当期純利益 (円)	89.20	219.88	222.41	164.48	122.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	23.30	61.06	72.81	67.19	54.32
自己資本比率 (%)	35.0	35.5	39.6	39.1	41.3
自己資本利益率 (%)	6.1	13.7	12.8	9.0	6.2
株価収益率 (倍)	8.2	2.9	2.9	5.4	5.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,566,484	1,602,300	1,957,981	2,065,070	1,668,943
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	341,133	539,002	840,230	1,076,539	1,008,139
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,397,020	851,851	1,072,410	1,001,446	253,680
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,275,478	2,519,656	2,450,808	2,548,991	3,128,154
従業員数 (人)	1,737	1,668	1,672	1,656	1,709

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	38,134,579	43,656,551	44,376,646	44,232,368	41,852,640
経常利益 (千円)	1,066,663	2,058,891	1,892,319	2,190,386	1,379,358
当期純利益 (千円)	489,721	1,382,550	1,194,992	1,197,370	762,669
資本金 (千円)	3,642,350	3,642,350	3,642,350	3,642,350	3,642,350
発行済株式総数					
普通株式 (千株)	7,220	7,220	7,220	7,220	7,220
B種株式(優先株式) (千株)	3,300	3,000	2,150	1,500	1,500
純資産額 (千円)	9,328,090	10,298,386	10,531,774	10,977,549	11,737,467
総資産額 (千円)	25,288,606	28,255,119	26,072,300	28,499,067	29,326,204
1株当たり純資産額 (円)	1,052.03	1,243.70	1,389.26	1,542.82	1,662.90
1株当たり配当額 (円)					
普通株式 (うち1株当たり中間配当額)	10.00 (-)	10.00 (-)	20.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)
B種株式(優先株式) (うち1株当たり中間配当額)	9.008 (-)	9.008 (-)	9.008 (-)	9.008 (-)	9.088 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	72.68	214.18	185.75	187.06	118.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	19.20	59.50	60.97	76.30	52.57
自己資本比率 (%)	36.9	36.4	40.4	38.5	40.0
自己資本利益率 (%)	5.2	14.1	11.5	11.1	6.7
株価収益率 (倍)	10.1	3.0	3.5	4.7	6.1
配当性向 (%)	13.8	4.7	10.8	5.3	8.4
従業員数 (人)	1,385	1,351	1,350	1,375	1,385
株主総利回り (%)	120.8	106.7	111.5	151.9	126.6
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	844	836	1,457	991	886
最低株価 (円)	545	492	531	556	560

(注) 1 第73期の普通株式1株当たり配当額には、創業80周年記念配当10円を含んでおります。

2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第二部)におけるものです。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、昭和15年9月福岡県八幡市（現 北九州市八幡西区）において、個人企業の「高田組」として創業、鉄工業の請負を開始し、昭和23年6月組織を改め、株式会社高田工業所（資本金3,000千円）として設立しました。

当社の変遷は次のとおりです。

昭和15年9月 日本化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）黒崎工場で無機部修理工事業者として発足（現本社工場黒崎事務所、北九州市八幡西区）

昭和16年2月 「高田工業所」と改称、事務所を八幡市（現 北九州市八幡西区）に設置

昭和23年6月 株式会社高田工業所を設立

昭和23年12月 八幡作業所（現 八幡支社、北九州市戸畑区）設置

昭和30年12月 築地工場（現 本社工場、北九州市八幡西区）設置

昭和31年4月 東京出張所（現 東京支店、東京都港区）設置

昭和31年12月 本社を築地町（現 北九州市八幡西区）に移転

昭和34年8月 四日市営業所（現 四日市事業所、三重県四日市市）設置

昭和36年4月 長浜出張所（現 長浜事業所、滋賀県長浜市）設置

昭和38年12月 水島事業所（現 中四国支社、岡山県倉敷市）設置

昭和40年9月 大阪出張所（現 大阪事業所、堺市堺区）設置

昭和43年4月 君津営業所（現 君津支社、千葉県君津市）設置

昭和45年1月 坂出出張所（現 中四国支社坂出事務所、香川県坂出市）設置

昭和45年8月 本社現社屋完成

昭和46年2月 シンガポールにプラント建設会社 シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド（現・連結子会社）設立

昭和48年10月 鹿島出張所（現 鹿島事業所、茨城県神栖市）設置

昭和50年10月 神戸営業所（現 西日本営業部大阪オフィス、大阪府淀川区）設置

昭和56年5月 京葉出張所（現 京葉支社、千葉県市原市）設置

昭和56年9月 プラント建設会社 高田プラント建設株式会社設立（現・連結子会社）

昭和57年4月 物品販売・サービス会社 高田サービス株式会社設立（現・連結子会社）

昭和57年9月 マレーシアにプラント建設会社 合弁会社 スリ・タカダ・インダストリーズ（マレーシア）・エスディエヌ・ピーエッチディ（現・連結子会社）設立

昭和57年11月 設計会社 高田エンジニアリング株式会社設立

昭和58年5月 福岡営業所（現 西日本営業部福岡オフィス、福岡市中央区）設置

昭和58年11月 福岡証券取引所（現 証券会員制法人福岡証券取引所、福岡市中央区）に株式上場

昭和62年6月 事業目的に物品売買及び輸出入事業等を追加

昭和63年4月 人材派遣会社 テンプスタッフ福岡株式会社（現 パーソルテンプスタッフ株式会社）設立

平成4年12月 大阪支社（現 西日本営業部大阪オフィス、大阪府淀川区）設置、神戸営業所を統合

平成5年1月 大阪証券取引所市場第二部に株式上場

平成6年5月 宇部工場（現 本社工場宇部出張所、山口県宇部市）設置

平成6年12月 コンピュータシステム開発・販売会社 株式会社タカダイホメックス（現 株式会社インフォメックス）設立

平成7年6月 T A K A D A 研修センター（北九州市若松区）設置

平成10年1月 本社「ISO9001」の認証取得

平成10年4月 高田エンジニアリング株式会社を吸収合併し、設計部門を強化

平成12年4月 川崎事業所（現 京葉支社川崎出張所、川崎市川崎区）設置

平成13年6月 君津支社 君津工場「ISO9001」の認証取得

平成15年3月 テンプスタッフ福岡株式会社（現 パーソルテンプスタッフ株式会社）の当社保有株を全株売却

平成16年1月 コンプライアンス推進室を設置

平成16年8月 株式会社タカダイホメックス（現 株式会社インフォメックス）の株式を一部譲渡

平成17年4月 T A K A D A 研修センターに教育訓練用モデルトレーニング設備を設置

平成19年4月 超音波関連事業へ参入

平成23年11月 超音波カッティング装置を商品化

平成24年1月 テクニカルセンター（北九州市八幡西区）を設置

平成24年12月 タイにプラント建設会社 タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド（現 タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド、現・連結子会社）設立

平成25年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所市場第二部（スタンダード市場）に上場

平成27年11月 タイの日系配管工事会社 キクチ・インダストリー（タイランド）・カンパニー・リミテッド（現・連結子会社）の株式を取得し子会社化

平成28年4月 電流情報量診断システムを販売開始

平成29年2月 プラント建設会社 タイ・タカダ・カンパニー・リミテッドの社名を変更し、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッドとして、地域統括会社に移行

平成31年4月 クラウド型回転機械診断サービス「T M - C L O U D」を販売開始

令和2年7月 北海道の配管工事会社 渡部工業株式会社（現・非連結子会社）の株式を取得し子会社化

令和2年10月 北海道事業所（北海道苫小牧市）設置

令和4年4月 株式会社東京証券取引所の市場区分見直しにより、市場第二部からスタンダード市場に移行

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社 8 社で構成され、プラント事業を主な事業の内容としております。

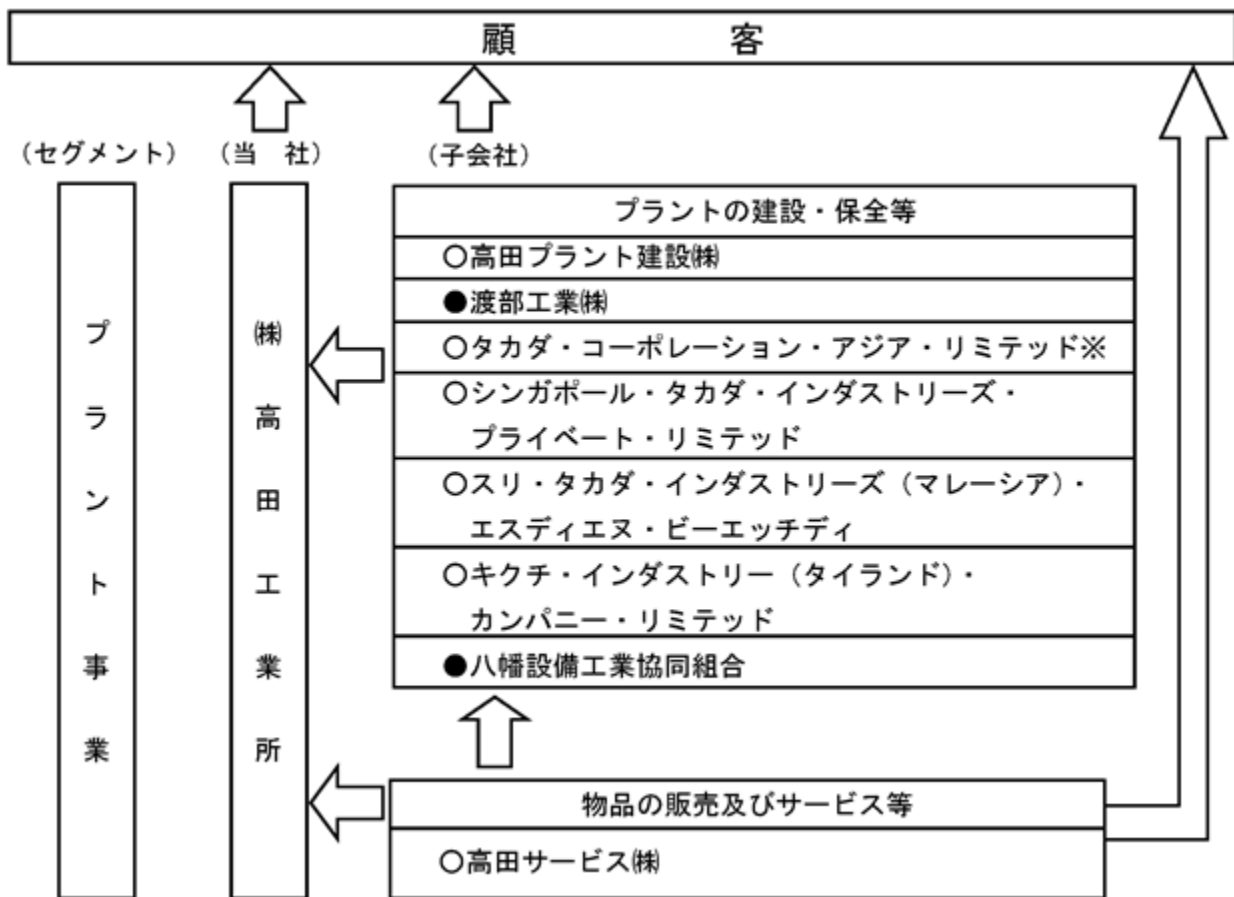
当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメント情報との関連は、次のとおりです。

プラント事業

鉄鋼、化学、石油、ガス、電力、原子力、海洋開発、都市開発、自動車、通信、新素材、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、ガラス、食品、医薬品、物流などの各種産業設備及び水処理、廃棄物処理その他公害防止設備などに関する設計、製作、据付、配管、電気、計装及び保全・修理事業、並びにこれらに関連する事業を営んでおります。

(主な子会社) 高田プラント建設㈱、高田サービス㈱、渡部工業㈱、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド、シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド、スリ・タカダ・インダストリーズ(マレーシア)・エスディエヌ・ピーエッチディ、キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド

事業の系統図は、次のとおりです。



- (注) 1 印は、連結子会社です。
2 印は、非連結子会社です。
3 印は、持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド (注)2	シンガポール	S \$ 9,500,000	プラント事業	100.0	当社は材料の調達、技術者の派遣等を受託しています。 役員の兼任あり。
高田プラント建設(株)	北九州市 八幡西区	千円 20,000	プラント事業	100.0	当社の工事施工に伴う工事の受注、技術者等の派遣を受託しています。 また、当社所有の建物を賃借しています。 役員の兼任あり。
高田サービス(株)	北九州市 八幡西区	千円 65,000	プラント事業	100.0	当社グループに事務用品等各種物品を納入しています。 また、当社所有の建物を賃借しています。 役員の兼任あり。
スリ・タカダ・インダストリーズ(マレーシア)・エスディエヌ・ピーエッチディ	マレーシア	R M 3,200,000	プラント事業	65.0 (10.0)	当社は材料の調達、技術者の派遣等を受託しています。
タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド	タイ	T H B 10,000,000	プラント事業	45.6 (16.2)	東南アジア地域の事業全般の統括業務を委託しています。 役員の兼任あり。
キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド (注)2	タイ	T H B 120,000,000	プラント事業	100.0 (0.01)	役員の兼任あり。 資金支援あり。

(注)1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当いたします。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和4年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
プラント事業	1,709

(注) 従業員数は就業人員です。

(2) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,385	40.6	16.4	5,106,605

セグメントの名称	従業員数(人)
プラント事業	1,385

(注) 1 従業員数は就業人員です。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、令和4年度から令和8年度までを実施期間とする『第5次中期経営計画』を策定いたしております。

本計画は、これまでの基本方針『「成長する産業分野での拡大」・「既存事業の維持・拡大」を軸に、付加価値・生産性の向上を図り、事業構造変革を強力に推進する』を継承しながら、新たに「一人ひとりが新しい仕事・やり方に挑戦し、レベルアップをすることで、現要員体制での生産・利益の拡大を目指す!」を付加いたしました。

実行策の指針は、次のとおりです。

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み
- ・ 挑戦をリスペクトする組織への変革
- ・ “設備技術産業の雄”への挑戦
- ・ 新しい事業領域への挑戦

なお、本計画の詳細につきましては、令和4年5月12日に開示しております『第5次中期経営計画策定に関するお知らせ』をご参照ください。また、当該開示資料は、次のURLからご覧いただくことができます。

（当社ホームページ）<https://www.takada.co.jp/ir/>

(2) 中長期的な会社の経営戦略

上記『第5次中期経営計画策定に関するお知らせ』に記載のとおりです。

(3) 経営環境、優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大による国際情勢の変化やウクライナ情勢等の緊迫化など、不透明な状況が続くことが見込まれる一方、ウィズコロナに基づく各種政策の効果等により、景気の持ち直しも期待されます。

当社グループの関連するプラント業界におきましては、お客様の国内既存設備の合理化や脱炭素関連設備等への環境対応投資に加え、5G向け関連投資への設備投資の本格化が期待されます。その一方で、引続き人手不足や原材料価格の上昇等が継続することも予想されます。

このような状況下、当社グループといたしましては、新たに策定した『第5次中期経営計画』の各施策を着実に実行し、成長に向けた組織活力を向上させ、既存事業であるプラント事業の強化・拡大を図るとともに新規事業への取り組みを加速させてまいります。更に持続可能な社会の実現にも貢献し、創業100周年に向け挑戦を続けてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 受注価格下落のリスク

当社グループの関連するプラント業界におきましては、国内の経済変動や国際情勢に大きく影響を受けやすい傾向にあるため、景気が低迷した場合には、国や企業の設備投資の抑制や受注競争激化に伴う、受注価格の下落などにつながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定業界・特定取引先への依存リスク

当社グループは、製鉄及び化学業界のお客様との関わりが大きく、当該お客様に対する受注高・完成工事高が大きなウエイトを占めております。そのため、お客様設備の合理化や事業再編等の当該業界の動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資材価格変動のリスク

資材価格等が著しく上昇し、それを工事金に反映することが困難な場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製品欠陥のリスク

品質管理には万全を期しておりますが、契約不適合責任及び製造物責任による損害賠償が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 労働災害のリスク

安全対策には万全を期しておりますが、労働災害が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 重大事故のリスク

プラント設備の建設・メンテナンス及び各種装置の製造における作業遂行過程等において、事故又は災害等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先の信用リスク

工事金を受領する前に取引先が信用不安に陥った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害のリスク

当社グループは、国内及び海外に拠点を複数構えておりますので、いずれかの地域において、地震や台風等の自然災害や予期せぬ事故等が発生し、正常な事業活動ができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) コンプライアンス・内部統制のリスク

当社グループは、コンプライアンス体制及び内部統制体制の継続的な強化に努めておりますが、当該体制が十分でなかった場合、当社グループが課徴金等の行政処分、刑事処分若しくは損害賠償請求の対象となり、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報セキュリティのリスク

当社グループは、事業活動においてお客様や取引先の機密情報等を入手するとともに、当社グループの経営上、営業上、技術上における機密事項等を保有しております。万一これらの情報等が、ネットワークにおける盗聴・侵入・破壊・改ざん等の不正アクセス、サイバー攻撃等により社外に漏洩した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 感染症のリスク

当社グループの拠点周辺地域において、新型コロナウイルス感染症等が流行し、当社グループの事業活動が阻害された場合、また、人的被害が拡大した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。

そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおりです。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりましたが、感染対策やワクチン接種の促進により、経済活動は持ち直しの動きが継続いたしました。一方で、ウクライナ情

勢等により、再び景気の下振れが懸念されるとともに、長期化する原油価格の高騰や世界的な半導体不足等の影響もあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの関連するプラント業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料価格や人件費の上昇等の要因があったものの、設備投資動向は持ち直しの動きが継続いたしました。

このような状況下、当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策として、テレワークやWEB会議等を活用しながら、社員の安全・安心を最優先に確保したうえで、社会的責任やお客様に対する受注責任を果たすべく努めてまいりました。

また、前連結会計年度までの『中期経営計画』の基本方針・事業の方向性を継続し、各事業の基盤強化を推進してまいりました。

当連結会計年度における主要施策の進捗状況は、次のとおりです。

<主要施策の内容>

事業の重点施策

プラント事業

プラント事業につきましては、工事案件の大型化をはじめとする事業環境の変化及び当社グループ従業員数の推移等を踏まえ、お客様に対する当社のサポート体制を維持・強化することを目的に「運営体制の適正化」及び「施工体制の体質強化」を推進してまいりました。具体的には、既存の協力会社との取引規模の拡大及び新規協力会社の開拓を進め、協力会社も含めた施工体制の体質強化を図り、お客様への提供価値の維持並びに採算性の向上に努めてまいりました。

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業につきましては、「プロジェクト事業」、「電気計装事業」及び「診断サービス事業」の拡大に向け、以下のとおり取り組んでまいりました。

「プロジェクト事業」では、既存顧客との深耕を図り、EPC(Engineering Procurement Construction:設計・調達・施工)案件の受注拡大と受注率の向上に取り組むとともに、プロジェクト体制の構築と対応力の強化に努めてまいりました。

「電気計装事業」では、電気・計装事業、空調計装事業の拡大を図るとともに、EPC案件への取り組みや工事管理能力の強化を図ってまいりました。

「診断サービス事業」では、化学分野のお客様を中心に電流情報量診断システムの本格導入に向けた営業展開に加え、診断ソフトの開発等を進めてまいりました。

原子力事業

原子力事業につきましては、関連工事の設計から製作・施工まで一貫した対応が可能なエンジニアリングメーカーとして、各原子力発電所の再稼働等に関連した工事及び機器製作に対応してまいりました。

また、お客様である各電力会社及びプラントメーカーの多様なニーズに対応できるよう、施工体制及び施工能力の維持・拡充を図ってまいりました。

装置事業

装置事業につきましては、「超音波カutting装置」及び「各種洗浄装置」を中心として、国内外へ製造・販売してまいりました。

各装置をセンサー(スマートフォン・ウェアラブル機器等)、パワー半導体(車載・エネルギー等)、通信(5G等)分野など、デジタル化や省エネ・グリーン化の進む成長市場へ展開するとともに、既存のお客様の更なるニーズへの対応など販路拡大を図ってまいりました。

海外事業

海外事業につきましては、経済成長が見込まれるアジア地域を中心として、お客様の海外事業をサポートするグローバルパートナーとして、海外子会社による各種建設工事及び保全工事の対応を実施してまいりました。

また、地域統括会社であるタカダ・コーポレーション・アジア・リミテッドを中心として、海外子会社の事業推進体制を強化するとともに、外国人採用に向けた支援を行ってまいりました。

しかしながら、当社グループが拠点を置く東南アジア地域においては、新型コロナウイルス感染症により経済活動が制限され、事業活動に影響が及びました。

財務・経営資源方針

投資・財務方針

投資・財務方針につきましては、キャッシュ・フロー管理を徹底していく中で、事業継続のための維持・更新投資と成長戦略投資とのバランスを考慮しながら、財務体質の強化と安定的かつ機動的な資金調達の実行と運用を図ってまいりました。

なお、優先株式につきましては、当期に具体的な処理はありませんでした。

人材育成・確保の方針

人材育成の方針につきましては、階層別の各種マネジメント教育の実施や各事業分野の事業戦略に基づく人材の最適配置等の諸施策を実施してまいりました。

また、人材確保の方針につきましては、令和3年4月から65歳定年延長制度を導入し、ベテラン社員の就業環境の改善を図るとともに、採用活動強化のため、当社ホームページ内の学生向けリクルートサイトを活用し、優秀な人材の確保に努めてまいりました。また、組織活力の活性化及び社員の生産性向上を意識した人事制度の総合的な見直し等を推進してまいりました。

ICTを活用したシステムの検討及び運用

その他、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用したシステムの検討及び運用につきましては、ICTをイノベーションの手法の一つと捉え、外部専門家のアドバイスを受けながら、現場管理及び業務の効率化に取り組んでまいりました。現場管理の効率化につきましては、タブレット端末の利活用に加え、検査帳票の電子化や工程情報の共有化、現場コミュニケーション推進に向けたICTツールの利用拡大を推進いたしました。業務の効率化につきましては、電子決裁システムの導入や社内グループウェアのクラウドシステムへの全面更新などを実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、次のとおりとなりました。

a．財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ16億5千2百万円増加し、326億2千8百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ3億3百万円増加し、189億3百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ13億4千9百万円増加し、137億2千5百万円となりました。

b．経営成績

当連結会計年度の経営成績は、連結売上高472億4千3百万円、連結営業利益12億円、連結経常利益12億6千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益7億8千8百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ5億7千9百万円増加し、31億2千8百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は16億6千8百万円の収入（前連結会計年度比19.2%減少）となりました。

これは主に、未成工事支出金の増減額29億4千9百万円、税金等調整前当期純利益12億3千3百万円、仕入債務の増減額6億5千8百万円の収入と、売上債権の増減額35億1千1百万円、法人税等の支払額8億7千9百万円の支出によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は10億8百万円の支出（前連結会計年度比6.4%減少）となりました。

これは主に、有価証券の償還による収入1億円と、有形及び無形固定資産の取得による支出9億8千万円、有価証券の取得による支出1億円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は2億5千3百万円の支出（前連結会計年度比74.7%減少）となりました。

これは主に、短期借入金の純増減額1億円と、配当金の支払額7千7百万円の支出によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
プラント事業(千円)	42,806,864	56,188,530(31.3%増)

b. 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
プラント事業(千円)	47,794,803	47,243,833

(注) 1 当連結企業集団では生産実績を定義することが困難であるため「生産状況」は記載しておりません。

2 売上高に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりです。

前連結会計年度	日本製鉄株	8,580,422千円	18.0%
	三菱ケミカル株	5,546,699千円	11.6%
	A G C株	4,825,603千円	10.1%
当連結会計年度	日本製鉄株	8,461,511千円	17.9%

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりです。

プラント事業における受注工事高及び完成工事高の状況

a. 受注工事高、完成工事高及び次期繰越工事高

期別	区分	前期繰越 工事高 (千円)	当期受注 工事高 (千円)	計 (千円)	当期完成 工事高 (千円)	次期繰越 工事高 (千円)
前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	製鉄プラント	5,579,582	8,749,790	14,329,372	11,460,567	2,868,805
	化学プラント	8,426,768	20,316,348	28,743,116	21,620,481	7,122,635
	石油・天然ガスプラント	783,050	2,279,634	3,062,684	1,783,674	1,279,010
	電力設備	4,959,999	1,373,819	6,333,818	3,350,586	2,983,232
	エレクトロニクス関連設備	940,558	3,671,144	4,611,702	3,477,744	1,133,958
	社会インフラ設備	187,715	944,782	1,132,497	784,514	347,983
	その他	915,055	2,077,895	2,992,950	1,754,802	1,238,148
	計	21,792,727	39,413,412	61,206,139	44,232,368	16,973,771
当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	製鉄プラント	2,315,704	9,071,011	11,386,715	10,335,374	1,051,341
	化学プラント	5,458,236	26,559,622	32,017,858	18,161,692	13,856,166
	石油・天然ガスプラント	1,253,486	2,500,548	3,754,034	2,666,989	1,087,045
	電力設備	2,817,597	1,709,041	4,526,638	2,337,606	2,189,032
	エレクトロニクス関連設備	714,254	8,308,478	9,022,732	4,987,191	4,035,541
	社会インフラ設備	261,301	851,802	1,113,103	840,547	272,556
	その他	1,043,355	2,013,998	3,057,353	2,523,241	534,112
	計	13,863,933	51,014,500	64,878,433	41,852,640	23,025,793

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、当期受注工事高にその増減額を含みます。したがって、当期完成工事高にもかかる増減額が含まれております。

2 次期繰越工事高は(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期完成工事高)です。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の前期繰越工事高は、当該会計基準等を当事業年度の期首より前に遡及適用した場合の累積的影響額を反映した後の金額となっております。

b. 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別されます。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	建設工事	45.0	55.0	100.0
	保全工事	69.8	30.2	100.0
当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	建設工事	59.1	40.9	100.0
	保全工事	82.2	17.8	100.0

(注) 百分比は請負金額比です。

c . 完成工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (千円)
		官公庁 (千円)	民間 (千円)	(A) (千円)	(A)/(B) (%)	
前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	製鉄プラント	-	11,460,567	-	-	11,460,567
	化学プラント	-	21,615,700	4,781	0.0	21,620,481
	石油・天然ガスプラント	-	1,783,674	-	-	1,783,674
	電力設備	-	3,350,586	-	-	3,350,586
	エレクトロニクス関連設備	-	3,477,744	-	-	3,477,744
	社会インフラ設備	-	784,514	-	-	784,514
	その他	-	1,754,802	-	-	1,754,802
	計	-	44,227,587	4,781	0.0	44,232,368
当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	製鉄プラント	-	10,335,374	-	-	10,335,374
	化学プラント	-	18,151,174	10,518	0.1	18,161,692
	石油・天然ガスプラント	-	2,666,989	-	-	2,666,989
	電力設備	-	2,337,606	-	-	2,337,606
	エレクトロニクス関連設備	-	4,987,191	-	-	4,987,191
	社会インフラ設備	-	840,547	-	-	840,547
	その他	-	2,523,241	-	-	2,523,241
	計	-	41,842,122	10,518	0.1	41,852,640

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりです。

前事業年度

- 日鉄エンジニアリング(株) 東日本製鉄所君津地区6 C G L 新設工事
- A G C(株) 鹿島工場2020年度有機課定修配管工事
- 三菱ケミカル(株) 茨城事業所2020年度定修工事
- 三菱重工エンジニアリング(株) 福島復興広野 I G C C ガス精製設備配管工事
- U B E(株) 宇部藤曲工場2020年度設備定検工事

当事業年度

- 日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区鋼板工場機械炉設備据付工事
- 旭化成(株) 水島製造所2021年 A N プラント定修工事
- 出光興産(株) 徳山事業所エチレン船大型化入出荷配管工事
- 三菱ケミカル旭化成エチレン(株) 水島工場2021年度 E T Y 定修工事
- A G C(株) 千葉工場2021年ファイン課定修工事

2 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりです。

前事業年度

- 日本製鉄(株) 8,575,223千円 19.4%
- 三菱ケミカル(株) 5,543,359千円 12.5%
- A G C(株) 4,825,603千円 10.9%

当事業年度

- 日本製鉄(株) 8,461,511千円 20.2%

d. 次期繰越工事高（令和4年3月31日現在）

区分	国内		海外 (千円)	計 (千円)
	官公庁 (千円)	民間 (千円)		
製鉄プラント	-	1,051,341	-	1,051,341
化学プラント	-	13,841,895	14,271	13,856,166
石油・天然ガスプラント	-	1,087,045	-	1,087,045
電力設備	-	2,189,032	-	2,189,032
エレクトロニクス関連設備	-	4,035,541	-	4,035,541
社会インフラ設備	-	272,556	-	272,556
その他	-	534,112	-	534,112
計	-	23,011,522	14,271	23,025,793

(注) 次期繰越工事のうち主なものは、次のとおりです。

○大成建設(株)	UBE(株)4BF建設工事	(令和5年3月完成予定)
旭化成(株)	水島製造所CK-1建設工事	(令和5年1月完成予定)
エア・リキード	日本エア・リキード(同)窒素発生装置建設工事配管	
グローバルE&C	ソリューションズ	(令和4年11月完成予定)
ジャパン(株)		
九州電力(株)	玄海原子力発電所3/4号機緊急時対策棟設置に伴う配管工事	(令和5年9月完成予定)
AGC(株)	鹿島工場2022年度有機課配管補修工事	(令和5年6月完成予定)

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末の資産合計は、326億2千8百万円で前連結会計年度末より16億5千2百万円増加となりました。増加の主な要因は、未成工事支出金が29億4千9百万円減少したものの、現金及び預金が6億5千2百万円、完成工事未収入金及び契約資産が34億5千6百万円、土地が4億6百万円増加したこと等によるものです。

(負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、189億3百万円で、前連結会計年度末より3億3百万円増加となりました。増加の主な要因は、未払法人税等が3億8千6百万円、退職給付に係る負債が2億2百万円減少したものの、支払手形・工事未払金等が7億5千4百万円、工事損失引当金が3億5千5百万円増加したこと等によるものです。

(純資産合計)

当連結会計年度末の純資産合計は、137億2千5百万円で、前連結会計年度末より13億4千9百万円増加となりました。増加の主な要因は、利益剰余金が7億5千2百万円増加したこと等によるものです。

b. 経営成績

(売上面)

売上面につきましては、エレクトロニクス関連の建設工事が増加したものの、化学プラントの保全工事及び電力設備の建設工事が減少したこと等により、連結売上高は472億4千3百万円となりました。

(損益面)

損益面につきましては、売上高の減少等に伴い、連結営業利益は12億円、連結経常利益は12億6千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7億8千8百万円となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローについては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

運転資金需要の主なものは、工事施工に伴う材料費、労務費、外注費、諸経費や、販売費及び一般管理費等の営業費用です。投資を目的とした資金需要は、設備投資、子会社株式の取得等によるものです。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は3,186,758千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,128,154千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは、装置事業において、半導体基板や電子部品を精密切断する超音波カッティング装置の研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費は155百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度の設備投資については、更新設備目的として実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は720百万円です。

（プラント事業）

当連結会計年度は、設備の更新投資を目的として設備投資を行い、その総額は720百万円となりました。その主なものは、当社京葉支社で事務所用地購入に対する投資です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械、運搬 具及び工具 器具備品	土地		リース資産	合計	
					面積(m ²)	金額			
本社 (北九州市八幡西区) (注)2,4	プラント事業	管理・販売 用設備	203,633	108,961	5,804 (2,241)	309,918	32,479	654,992	289
君津支社 (千葉県君津市)	プラント事業	生産用設備	5,363	-	15,211	194,157	-	199,520	209
四日市事業所 (三重県四日市市) (注)2	プラント事業	生産用設備	219,839	16,475	7,935 (4,828)	219,290	-	455,606	60
中四国支社 (岡山県倉敷市) (注)2	プラント事業	生産用設備	75,325	28,542	12,149 (13,516)	417,382	1,987	523,236	156
本社工場 (北九州市八幡西区) (注)2	プラント事業	生産用設備	344,108	72,656	22,721 (17,297)	892,992	6,739	1,316,496	189
TAKADA 研修センター (北九州市若松区)	プラント事業	研修用設備	583,975	7,550	26,936	879,431	-	1,470,958	3

(2) 国内子会社

令和4年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械、運搬 具及び工具 器具備品	土地		リース資産	合計	
						面積(m ²)	金額			
高田プラント建設㈱	本社 (北九州市八幡西区) (注)2	プラント 事業	生産用 設備	13,180	258	388 (464)	8,279	2,590	24,309	48
高田サービス㈱	本社 (北九州市八幡西区)	プラント 事業	販売用 設備	132	0	126	4,683	-	4,816	6

(3) 在外子会社

令和4年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械、運搬 具及び工具 器具備品	土地		リース資産	合計	
						面積 (㎡)	金額			
シンガポール・タカダ・ インダストリーズ・プラ イベート・リミテッド	本社・工場 (シンガポール) (注)3	プラント 事業	生産用 設備	374,634	59,505	-	-	235,191	669,331	149
スリ・タカダ・インダス トリーズ(マレーシア)・ エスディエヌ・ピーエッ チディ	本社・工場 (マレーシア)	プラント 事業	生産用 設備	148,768	9,196	16,187	109,391	1,203	268,559	72

(注) 1 帳簿価額には建設仮勘定は含まれておりません。

2 土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借しております。賃借料は103,753千円であり、土地の面積につ
いては、()内に外書きで示しております。

3 IFRSを採用している在外子会社は、IFRS第16号「リース」を適用しており、リース資産には、在外子会社の
うち「シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド」に22,631㎡の土地の使用権が
含まれております。なお、土地の使用権に対する当連結会計年度のリース料は32,687千円です。

4 建物のうち一部(65㎡)を連結会社以外へ賃貸しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりです。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (千円)		資金調達方法	着手及び 完了予定年月
				総額	既支払額		
当社 京葉支社	千葉県 市原市	プラント事業	建物 (事務所・ 作業場)	568,800	-	自己資金	未定

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,383,800
B種株式	5,000,000
D種株式	4,000,000
E種株式	1,000,000
計	51,383,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,220,950	7,220,950	東京証券取引所 市場第二部(事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在) 福岡証券取引所	(注)1
B種株式 (優先株式)	1,500,000	1,500,000	-	(注)2,3,4
計	8,720,950	8,720,950	-	-

(注)1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

2 B種株主は、当社の定款第14条の4に定めるとおり、平成21年3月23日以降いつでも、当社に対し、B種株式の取得を請求することができ、当社は、B種株式5株を取得するのと引換えに、当該B種株主に対し、D種株式4株及びE種株式1株を交付いたします。

3 B種株式、D種株式、E種株式の内容は次のとおりです。

なお、単元株式数はいずれも100株であり、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

また、当社の優先株式は、当社の財務体質の改善を目的として発行されたものであり、優先株主との合意に基づき、株主総会において議決権を有しておりません。

() B種株式

() 優先配当金

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種株主またはB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき年80円を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額)の剰余金の配当(以下「B種優先配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につきB種優先配当金の2分の1を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額）の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

B種優先中間配当金が支払われた場合においては、本項のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。

B種株式に対する配当が、当該事業年度において本項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

B種株式に対しては、本項に規定するB種優先配当金の額を超えては配当しない。

() 残余財産分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき800円を支払う。

B種株式に対しては、本項のほか、残余財産の分配を行わない。

() 議決権

B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

() 取得請求とD種株式およびE種株式の交付

B種株主は、平成21年3月23日以降いつでも、当社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、B種株式5株を取得するのと引換えに、当該B種株主に対し、D種株式4株およびE種株式1株を交付する。なお、取得請求は、5の整数倍のB種株式をもって行わなければならない。

() 取得請求と現金の交付

B種株主は、平成20年9月20日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該B種株主またはB種登録株式質権者に対し、1株につき800円を交付する。

() 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、B種株主との合意により、分配可能額をもって、B種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

() D種株式

() 優先配当金

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種株主またはD種株式の登録株式質権者（以下「D種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき年80円を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるD種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「D種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につきD種優先配当金の2分の1を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。

D種優先中間配当金が支払われた場合においては、本項のD種優先配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。

D種株式に対する配当が、当該事業年度において本項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

D種株式に対しては、本項に規定するD種優先配当金の額を超えては配当しない。

() 残余財産分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき800円を支払う。

D種株式に対しては、本項のほか、残余財産の分配を行わない。

() 議決権

D種株主は、株主総会において議決権を有しない。

() 取得請求と現金の交付

D種株主は、平成21年3月23日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、D種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。

本項 および()()にかかわらず、本項 により取得請求されたD種株式への交付金額総額と()()に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が本項 の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、本項 により取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価と()()に定める額（以下「E種基準価額」という。）との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

() 強制取得

当社は、平成21年3月23日以降、毎年8月1日（当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。以下「強制取得可能日」という。）に、D種株主またはD種登録株式質権者の意思にかかわらず、D種株式を取得することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。

本項 の取得がD種株式の一部取得に留まる場合、各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数（1株未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。

各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数 = 当該D種株主またはD種登録株式質権者が有する株式数 × 強制取得対象D種株式総数 / 発行済D種株式総数

() 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、D種株主との合意により、分配可能額をもって、D種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

() E種株式

() 優先配当金

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種株主またはE種株式の登録株式質権者（以下「E種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につき年80円を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるE種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「E種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につきE種優先配当金の2分の1を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

E種優先中間配当金が支払われた場合においては、本項 のE種優先配当金の支払いは、E種優先中間配当金を控除した額による。

E種株式に対する配当が、当該事業年度において本項 の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

E種株式に対しては、本項 に規定するE種優先配当金の額を超えては配当しない。

() 残余財産分配

当社は、残余財産を分配するときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につき800円を支払う。

E種株式に対しては、本項のほか、残余財産の分配を行わない。

() 議決権

E種株主は、株主総会において議決権を有しない。

() 取得請求と新株予約権の交付

E種株主は、平成21年から令和15年までの間、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、E種株式1株につき、定款別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権5個を交付する。

() 取得請求と現金の交付

E種株主は、令和16年以降については、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

() 強制取得

当社は、()()に基づきD種株主からD種株式の取得請求がなされた場合、E種株主またはE種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求がなされたD種株式の数の4分の1の数のE種株式を取得することができる。この場合、当社は、D種株式の取得請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

()() および本項にかかわらず、取得請求されたD種株式への交付金額総額と本項に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が本項の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、()()に基づき取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

本項 および の取得がE種株式の一部取得に留まる場合、各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数(1株未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。

各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数 = 当該E種株主またはE種登録株式質権者が有する株式数 × 強制取得対象E種株式総数 / 発行済E種株式総数

前項および本項の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を指すものとする。

() 基準価額

E種基準価額は、()()または前項に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。

本項にかかわらず、当社がE種株式を平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に取得することとなった場合、E種基準価額は146.7円とする。

() 基準価額の調整

平成21年3月19日以降に次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、E種基準価額の算定にあたり、E種基準価額を次に定める算式(以下「E種基準価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後 E 種基準価額} = \text{調整前 E 種基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- a E種基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合
- c E種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合またはE種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合（B種株式の取得請求によりD種株式、E種株式を発行する場合を除く）

本項 aからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などによりE種基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。

E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

E種基準価額調整式に使用する調整前E種基準価額は、調整後E種基準価額を適用する前日において有効なE種基準価額とし、また、E種基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後E種基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

() 任意取得

当社は、いつでも法令に従って、E種株主との合意により、分配可能額をもって、E種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

4 定款別紙「新株予約権の内容および数」（3（ ）（ ）参照）の内容は次のとおりです。

新株予約権の目的たる株式の種類および数、またはその数の算定方法

当社は、新株予約権1個につき、800円を に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の当社普通株式を交付する。

基準価額

ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。

イ 次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、基準価額の算定にあたり、基準価額を次に定める算式（以下「基準価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後 基準価額} = \text{調整前 基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- a 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合
- c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合または基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合

ウ イaからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。

エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

オ 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

発行する新株予約権の総数

5,000,000個を上限とする。

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

金銭の払込を要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

1株当たりの払込金額を基準価額（以下「払込金額」という。）とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、この払込金額に 1に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

新株予約権の権利行使期間

平成25年9月20日から令和15年9月19日まで（20年間）

新株予約権行使の条件

新株予約権の抵当・質入、その他の処分は認めない。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げた額とする。

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項ア記載の資本金等増加限度額から本項アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得条項

ア 当社は、平成21年から平成25年までの間、毎年8月1日（当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。）に、新株予約権者の意思にかかわらず、新株予約権を取得することができる。この場合、当社は、当該新株予約権者に対し、新株予約権1個につき、取得時の時価と146.7円との差額の7%に800円を146.7円で除して得られる数に乗じて算出される額の金員を交付する。ただし、新株予約権1個に対し交付される金員の上限は200円とする。

イ 前項の取得が新株予約権の一部取得に留まる場合、各新株予約権者から取得する新株予約権の個数（1個未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。

各新株予約権者から取得する新株予約権の個数 = 当該新株予約権者が有する新株予約権の個数 × 強制取得対象新株予約権総数 / 発行済新株予約権総数

ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第 項に準じて決定する。
- エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整
した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- オ 新株予約権を行使することができる期間
第 項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれ
か遅い日から、第 項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
第 項に準じて決定する。
- キ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ク 再編対象会社による新株予約権の取得
第 項に準じて決定する。

端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第
283条の定めに従うものとする。

新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成29年7月19日 (注)1	650,000	11,820,950	-	3,642,350	-	-
平成29年9月1日 (注)2	1,300,000	10,520,950	-	3,642,350	-	-
平成30年7月19日 (注)3	300,000	10,820,950	-	3,642,350	-	-
平成30年8月31日 (注)4	600,000	10,220,950	-	3,642,350	-	-
令和元年7月18日 (注)5	850,000	11,070,950	-	3,642,350	-	-
令和元年8月30日 (注)6	1,700,000	9,370,950	-	3,642,350	-	-
令和2年7月16日 (注)7	650,000	10,020,950	-	3,642,350	-	-
令和2年8月31日 (注)8	1,300,000	8,720,950	-	3,642,350	-	-

- (注)1 平成29年7月19日付で、B種株主である株式会社福岡銀行が、当社定款第14条の4の定めに基づき、当社に対し、B種株式650,000株の取得請求権を行使されましたため、当社は同日付で、B種株式650,000株を取得すると引換えに、株式会社福岡銀行に対し、D種株式520,000株、E種株式130,000株を交付いたしました。その結果、平成29年7月19日現在で発行済株式総数が650,000株増加し、11,820,950株となっております。なお、平成29年7月31日付で、当社は、株式会社福岡銀行に交付したD種株式520,000株並びにE種株式130,000株を、会社法並びに当社定款規定に基づき取得いたしました。
- 2 平成29年9月1日付で、当社は、上記(注)1により取得したB種株式650,000株、D種株式520,000株、E種株式130,000株を、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。
- 3 平成30年7月19日付で、B種株主である株式会社福岡銀行が、当社定款第14条の4の定めに基づき、当社に対し、B種株式300,000株の取得請求権を行使されましたため、当社は同日付で、B種株式300,000株を取得すると引換えに、株式会社福岡銀行に対し、D種株式240,000株、E種株式60,000株を交付いたしました。その結果、平成30年7月19日現在で発行済株式総数が300,000株増加し、10,820,950株となっております。なお、平成30年7月31日付で、当社は、株式会社福岡銀行に交付したD種株式240,000株並びにE種株式60,000株を、会社法並びに当社定款規定に基づき取得いたしました。
- 4 平成30年8月31日付で、当社は、上記(注)3により取得したB種株式300,000株、D種株式240,000株、E種株式60,000株を、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。
- 5 令和元年7月18日付で、B種株主である株式会社福岡銀行が、当社定款第14条の4の定めに基づき、当社に対し、B種株式850,000株の取得請求権を行使されましたため、当社は同日付で、B種株式850,000株を取得すると引換えに、株式会社福岡銀行に対し、D種株式680,000株、E種株式170,000株を交付いたしました。その結果、令和元年7月18日現在で発行済株式総数が850,000株増加し、11,070,950株となっております。なお、令和元年7月31日付で、当社は、株式会社福岡銀行に交付したD種株式680,000株並びにE種株式170,000株を、会社法並びに当社定款規定に基づき取得いたしました。
- 6 令和元年8月30日付で、当社は、上記(注)5により取得したB種株式850,000株、D種株式680,000株、E種株式170,000株を、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。
- 7 令和2年7月16日付で、B種株主である株式会社福岡銀行が、当社定款第14条の4の定めに基づき、当社に対し、B種株式650,000株の取得請求権を行使されましたため、当社は同日付で、B種株式650,000株を取得すると引換えに、株式会社福岡銀行に対し、D種株式520,000株、E種株式130,000株を交付いたしました。その結果、令和2年7月16日現在で発行済株式総数が650,000株増加し、10,020,950株となっております。なお、令和2年7月31日付で、当社は、株式会社福岡銀行に交付したD種株式520,000株並びにE種株式130,000株を、会社法並びに当社定款規定に基づき取得いたしました。
- 8 令和2年8月31日付で、当社は、上記(注)7により取得したB種株式650,000株、D種株式520,000株、E種株式130,000株を、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	21	46	26	7	2,138	2,247	-
所有株式数(単元)	-	8,938	763	19,269	2,642	241	40,216	72,069	14,050
所有株式数の割合(%)	-	12.40	1.06	26.74	3.67	0.33	55.80	100.0	-

(注) 1 自己株式892,357株は、「個人その他」に8,923単元及び「単元未満株式の状況」に57株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

B種株式(優先株式)

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	15,000	-	-	-	-	-	15,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.0	-

(6) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	1,812	23.15
西日本興産株式会社	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号	785	10.03
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	482	6.17
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	404	5.17
高田工業所社員持株会	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号	349	4.47
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	281	3.60
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)	190	2.44
嶋 陽一	兵庫県尼崎市	158	2.02
蒲生 逸郎	岡山県倉敷市	115	1.47
株式会社UH Partners 2	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	88	1.13
計	-	4,669	59.65

(注) 当社は自己株式892千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
西日本興産株式会社	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号	7,854	12.44
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	4,827	7.64
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	4,049	6.41
高田工業所社員持株会	福岡県北九州市八幡西区築地町1番1号	3,496	5.54
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,126	4.95
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,819	4.46
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)	1,907	3.02
嶋 陽一	兵庫県尼崎市	1,582	2.51
蒲生 逸郎	岡山県倉敷市	1,150	1.82
株式会社UH Partners 2	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	882	1.40
計	-	31,692	50.19

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(優先株式) B種株式 1,500,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 892,300	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,314,600	63,146	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 14,050	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,720,950	-	-
総株主の議決権	-	63,146	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式57株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社高田工業所	北九州市八幡西区 築地町1番1号	892,300	-	892,300	10.23
計	-	892,300	-	892,300	10.23

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得
会社法第155条第4号に該当する優先株式（B種株式、D種株式）の取得
会社法第155条第1号に該当する優先株式（E種株式）の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	106	73,524
当期間における取得自己株式	普通株式	42	32,298

会社法第155条第4号に該当する優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	B種株式	-	-
	D種株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-	-

会社法第155条第1号に該当する優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	E種株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	B種株式	-	-	-	-
	D種株式	-	-	-	-
	E種株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-	-
保有自己株式数	普通株式	892,357	-	892,399	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分の基本方針は、収益に応じて、株主の皆様へ安定的な利益配分を継続することを最重要施策とし、将来に向けての企業体質の強化や研究開発及び設備投資等に資するための内部留保を充実させることを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株当たりの期末配当金として10円、優先株式につきましては、発行要領の定めに従い1株当たりの期末配当金として9円8銭8厘の配当を実施させていただきました。

なお、当社定款は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)
令和4年6月24日 定時株主総会決議	普通株式	63,285	10
	優先株式(B種株式)	13,632	9.088

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、激変する経営環境の中、株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して公正で誠実な経営を実践し、経営の透明性及び効率性を確保するために、社内組織管理体制の安定充実に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は毎月開催する取締役会をはじめ、取締役及び執行役員が出席する毎月開催の経営会議により、重要事項や経営課題に対して迅速かつ的確な意思決定を行っております。なお、令和4年4月1日付で取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主たる構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図っております。

また、当社の監査役は、取締役会に出席する他、経営会議その他主要な会議に必要なに応じて出席し、業務執行状況や財産状況を調査し、経営業務の執行状況の監査を適切に行えるようにいたしており、社内監査部門（内部監査部）及び会計監査人との連携も図っております。また、情報の共有化や協議のために、定期的に監査役会を開催しております。

また、業務執行のスピードアップと執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しておりますが、平成20年6月25日付で代表取締役社長以外の業務担当取締役を執行役員兼務とし、現在は、執行役員10名のもと、生産・技術・営業・管理の各部門が業務執行を行う体制といたしております。

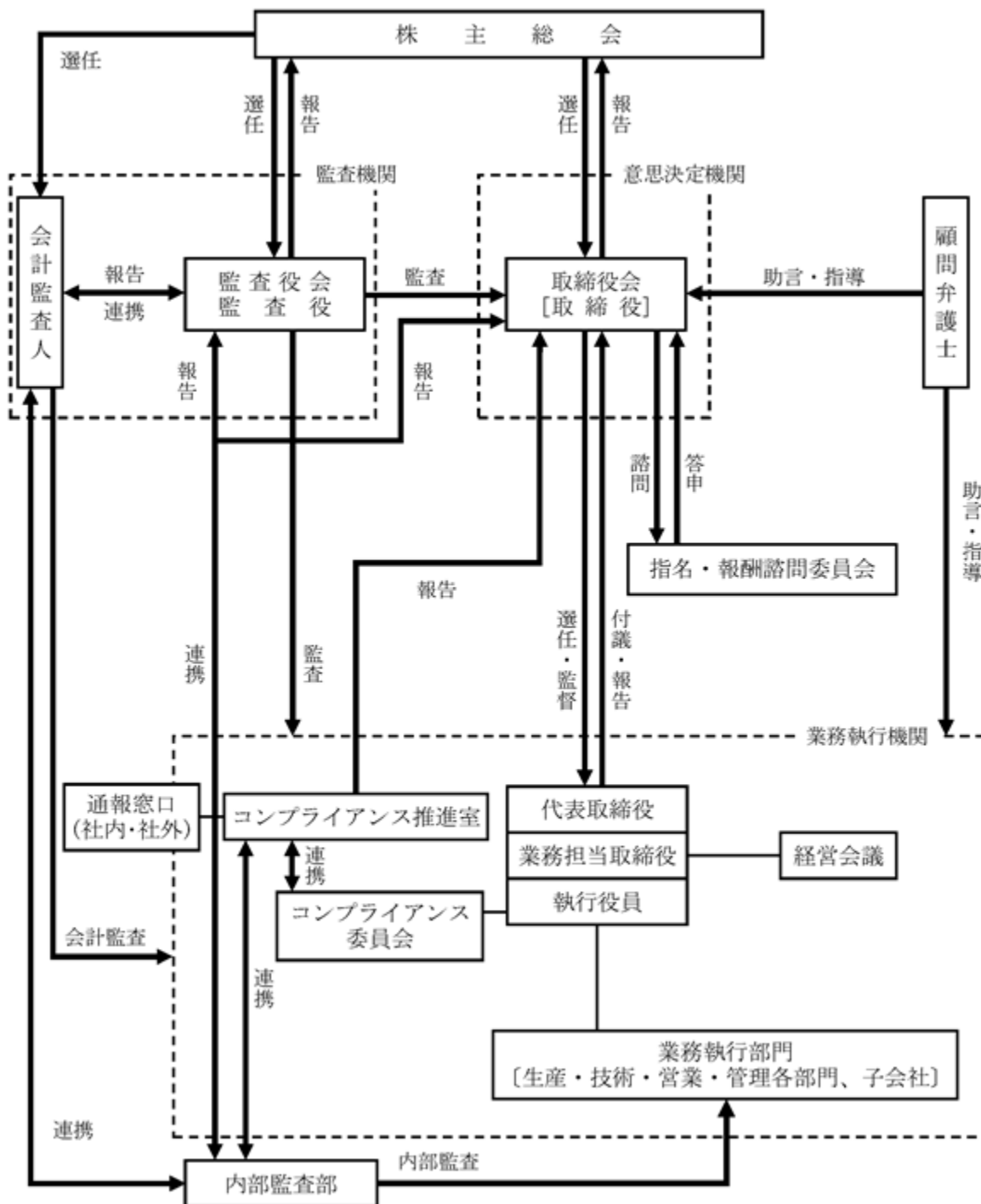
機関ごとの構成員は次のとおりです。（ は議長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	指名・報酬 諮問委員会
代表取締役社長	高田 寿一郎				
代表取締役	長谷川 啓司				
取締役	田所 弘				
取締役	丸山 裕				
取締役	廣橋 幸一				
取締役	岩本 健太郎				
取締役	仲村 公孝				
取締役	福田 豊彦				
取締役	稲葉 和彦				
取締役	鳥居 玲子				
常勤監査役	牟田 郁二				
常勤監査役	福田 剛				
監査役	奥村 勝美				
監査役	林 秀之				

(注) 1 取締役 福田 豊彦氏、稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏は、社外取締役です。

2 監査役 奥村 勝美氏及び林 秀之氏は、社外監査役です。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社ですが、当社の規模、取締役会の構成状況、意思決定の迅速化、監査体制などの観点から総合的に勘案して、本形態が最も経営監視機能を適正に発揮できると考え、これを採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年5月15日付で会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、その後、適宜見直しを行っております。経営の適法性及び効率性の確保、並びに経営を阻害する可能性のあるリスクに対する管理に努めるとともに、今後、激変する環境の変化に対処できる経営体制の整備、充実を図ってまいります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務における行動規範として、「社是」「経営理念」「行動指針」「コンセプトワード」を盛り込んだ『企業憲章』を制定し、これらの遵守と浸透を図る。
 - ・取締役会は、内部統制の基本方針を策定し、代表取締役及び業務担当取締役による内部統制の実施状況について、定期的に又は随時報告を受け、内部統制の監督・指示を行う。
 - ・取締役会は、取締役会規程に基づき重要事項や経営課題に対して、迅速かつ的確な意思決定を行い、その執行状況について報告を受ける。
 - ・取締役は、会社法他の法令並びに定款に従い職務を執行し、その状況を取締役に報告する。
 - ・代表取締役及び業務担当取締役は、取締役会の決定に従い業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
 - ・取締役の職務の執行状況については、取締役が相互に監視し合う他、監査役による監査を受ける。
 - ・取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、複数名の社外取締役を置く。
 - ・取締役会は、経営の客観性・透明性を高め、その機能向上を図るため、取締役会全体の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示する。
 - ・法令遵守と健全な企業活動を推進するために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に関わる文書(電磁的な記録を含む)及びその他の重要な情報については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「企業機密管理規程」に基づき作成、保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧することが可能な状態で管理する。
 - ・法令又は取引所適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・代表取締役社長は、リスクを統括管理する取締役を任命し、各業務担当取締役とともに、各リスクを体系的に管理する。
 - ・管理にあたっては、「リスク管理規程」に基づき、既存の販売・安全・品質・財務・情報等のリスクに対する規程を充実するとともに、新たなリスクに対して不足している規程があれば、必要に応じて追加整備する。
 - ・リスクを統括管理する主管部門を定め、各部門における体制の整備・支援を行う。
 - ・各部門は、規程に基づきマニュアル等を整備、充実させ、部門毎のリスク管理体制を確立する。
 - ・代表取締役及び業務担当取締役は、経営に重大な影響を与えるリスクが発生する場合に備え、もしくは、発生抑止が効かず顕在化したリスク(危機)に対し、損失を最小限に留めるための方針を決定し、体制を整備した上で、取締役会・経営会議等へ適宜報告する。
 - ・各部門はリスクの管理及び対応状況について、その結果を取締役に報告する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、経営理念と経営ビジョンを盛り込んだ中期経営計画と単年度事業計画を策定する。
 - ・取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役及び業務担当取締役が行う。
 - ・各業務担当取締役は、業務の執行を効率的に遂行するにあたり、実施すべき施策と権限を与えた体制を構築する。
 - ・業務執行のスピードアップと執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を充実する。
 - ・取締役会は、代表取締役及び業務担当取締役の業務執行を効率的に行うために、執行役員及び部門長に権限を委譲するとともに適宜報告を受けることで、業務の執行の効率性を確保する。
 - ・重要な経営の執行に係る事項の審議等を行うため、経営会議を開催する。また、経営方針の伝達と意思統一を図るため、全社幹部会議を開催する。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・従業員等の事業活動に係る行動基準として、『企業憲章』に基づいた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「TAKADAグループ行動規範」を配布して、法令・規程・規則・社会規範を遵守することを求め、違反行為が発生した場合は、社内規定に基づき厳正に対処する。
 - ・従業員等の業務の執行が、法令・定款に適合することを確保するために、「コンプライアンス推進室」を設置し、コンプライアンス委員会やコンプライアンス推進会議を定期的に行うとともに、各所属において教育啓蒙活動を行うなど全社をあげてコンプライアンス意識の向上を図る。

- ・当社グループ並び取引先の役職員等からの通報を受けるコンプライアンス相談窓口を社内・社外に設置する。通報者が通報を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- ・社内監査部門は、内部監査規程に基づき業務執行部門（生産・技術・営業・管理各部門、子会社）の業務を監査し、その結果を取締役に報告する。

f. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループに共通する『企業憲章』に基づき、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ・取締役会は、子会社等を管理する規程、担当する取締役を定め、また子会社へ取締役及び監査役の派遣を行うことで、リスク管理とコンプライアンス等の周知徹底を行う体制を整備する。
- ・取締役会は、子会社の中期計画及び単年度事業計画と、その達成状況とリスク管理状況について定期的に報告を受ける。
- ・当社の社内監査部門は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- ・取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備して適切に運用するとともに、運用状況を毎年評価して必要な是正を行う。

g. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役職務を補助すべき専任のスタッフは現在置いていないが、担当のスタッフを置いており、今後必要に応じて、スタッフを専任させる。
- ・監査役職務を補助すべきスタッフの人事異動等に当たっては、監査役に事前に報告し、同意を得る。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社グループにおける取締役職務及び従業員等の業務の遂行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、当社グループに著しい損害を及ぼす事実を知った時、又はその報告を受けた時は、当社監査役に報告する。
- ・当社グループの取締役及び従業員等が当社監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
- ・監査役は、重要事項の決定、取締役及び執行役員並びに部門長の業務執行状況が報告される取締役会及び経営会議等に出席し、意見を述べることができる。
- ・監査役に重要な意思決定に係る稟議書等を回付し、その他の必要かつ適切な文書については、常時監査役が閲覧可能とする。
- ・コンプライアンス委員会に報告されたコンプライアンス活動の状況は、監査役に報告する。

i. その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題について意見を交換する。
- ・監査役職務が効率的かつ効果的に行われるために、監査役は監査を職務とする社内監査部門及び会計監査人と緊密に連携する。
- ・監査役が独自の意見形成のために、必要に応じて外部専門家等を活用する体制を確保する。
- ・監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて支出する。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

コンプライアンス経営を積極的に推進するため、社長を委員長として、役員及び部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置いたしております。また、当委員会が活動・推進すべき事項の企画・立案及び事務局業務を行う社長直轄の「コンプライアンス推進室」を併せて設置いたしております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月19日開催の第68回定時株主総会で定款を変更し、取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社定款規定に基づき、当社が役員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

a. 取締役(業務執行取締役等を除く)

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

b. 監査役

当社と監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(二) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役の全員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者に重大な過失がある場合及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等の場合は、填補の対象としないこととしております。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

取締役会、経営会議、監査役会は、上記(イ)に記載した頻度で開催いたしました。コンプライアンス委員会につきましては、当事業年度は2回開催し、法令遵守の徹底を図りました。

なお、当社は、平成18年4月で、社内に存在するリスクを早期に回避し、健全な経営を確立するため、コンプライアンス相談窓口を開設いたしております。また、平成28年10月で、より広くリスク情報の提供を受けるために、取引先等も対象とした社外相談窓口も開設しております。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上15名以内とする旨を当社定款規定に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を当社定款規定に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を当社定款規定に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(イ) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

(ロ) 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を当社定款規定に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を当社定款規定に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

優先株式について議決権を有しないこととしている理由

当社の優先株式は、当社の財務体質の改善を目的として発行されたものであり、優先株主との合意に基づき、株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性1名(役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	高田 寿一郎	昭和36年6月16日生	昭和62年1月 千代田化工建設(株)入社 平成2年6月 当社入社 統括本部受注管理部長 平成3年6月 当社取締役黒崎事業所長 平成6年6月 当社常務取締役経理部長 平成7年6月 当社代表取締役副社長 平成13年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年11月 西日本興産(株)代表取締役社長 (現任) 令和3年6月 一般社団法人日本メンテナンス工業会代表理事会長(現任)	(注)4	普通株式 61
代表取締役 経営企画部・安全衛生管理部・ 品質保証部担当	長谷川 啓司	昭和35年11月5日生	昭和59年4月 当社入社 平成15年4月 当社業務本部シンガポール支店長 平成19年10月 当社事業統括部長 平成22年4月 当社人事部所属 シンガポール・タカダ・インダ ストリーズ・プライベート・リミ テッド出向休職 シンガポール・タカダ・インダ ストリーズ・プライベート・リミ テッド社長 平成25年4月 当社プラント事業本部八幡支社副 支社長 平成26年6月 当社執行役員事業統括本部プラ ント事業本部八幡支社長 平成27年4月 当社執行役員プラント事業本部八 幡支社長 平成29年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 令和元年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本 部長 令和4年6月 タカダ・コーポレーション・アジ ア・リミテッド社長(現任) 令和4年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 (現任)	(注)4	普通株式 9
取締役 コンプライアンス推進室・総務 部・人事部・財務部・情報シス テム部・デジタル改革推進部担 当	田所 弘	昭和35年9月15日生	昭和59年4月 当社入社 平成15年4月 当社業務本部営業企画部長 平成16年3月 当社営業本部東京支店管理部長 平成16年4月 当社事業統括本部事業統括部長 平成18年4月 当社執行役員事業統括本部事業統 括部長 平成19年10月 当社執行役員経営企画部長 平成25年6月 当社執行役員、高田プラント建設 (株)代表取締役社長 平成28年6月 当社執行役員財務部長 令和元年6月 高田サービス(株)代表取締役社長 (現任) 令和元年6月 当社取締役兼執行役員財務部長 令和3年4月 当社取締役兼執行役員 令和4年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任)	(注)4	普通株式 12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 プラント事業本部長	丸山 裕	昭和36年8月28日生	昭和60年4月 当社入社 平成22年1月 当社本社工場次長 平成24年10月 当社プラント事業本部黒崎事業所次長 平成27年6月 当社プラント事業本部水島事業所長、坂出事業所長 平成28年1月 当社プラント事業本部中四国支社長 平成29年6月 当社執行役員第一事業本部八幡支社長 平成30年10月 当社執行役員プラント事業本部八幡支社長 令和3年6月 当社取締役兼執行役員プラント事業本部長(現任)	(注)4	普通株式 3
取締役 調達部担当、 工事管理部長、プロジェクト事 業本部長	廣橋 幸一	昭和36年10月30日生	昭和59年4月 当社入社 平成22年8月 当社第二事業本部黒崎事業所次長 平成24年10月 当社海外管理部 平成25年2月 当社人事部所属 タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド(現タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド)出向休職 タイ・タカダ・カンパニー・リミテッド社長 平成28年4月 当社人事部所属 キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド出向休職 キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド社長 令和2年6月 当社人事部所属 キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド出向休職 キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッド会長 令和2年6月 当社執行役員 令和3年4月 当社執行役員工事管理部長 令和3年6月 当社取締役兼執行役員工事管理部長、プロジェクト事業本部長(現任)	(注)4	普通株式 3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 営業本部長	岩本 健太郎	昭和35年 8月27日生	昭和58年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社事業統括本部営業本部東京支店東京営業一部次長 平成20年10月 当社営業本部大阪支店長 平成22年 7月 当社営業本部東京支店東京営業一部長 平成22年12月 当社営業本部東京支店東京営業部長 平成23年 4月 当社営業本部東京支店長 平成25年 4月 当社営業本部東京支店東京営業一部長 平成25年 9月 当社事業統括本部営業本部東京支店東京営業一部長 平成26年10月 当社経営企画部長 平成27年 6月 当社執行役員経営企画部長 平成28年 4月 当社執行役員プラント事業本部本社工場長 平成29年 6月 当社執行役員第二事業本部本社工場長 平成30年10月 当社執行役員プラント事業本部本社工場長 令和 4年 6月 当社取締役兼執行役員営業本部長(現任)	(注) 4	普通株式 6
取締役 装置事業部担当、 技術本部長、原子力事業部長	仲村 公孝	昭和35年 6月27日生	昭和61年 4月 当社入社 平成20年 6月 当社新規事業部次長 平成21年 7月 当社新規事業部長 平成22年12月 当社技術本部技術企画部長 平成27年 7月 当社技術本部企画開発部長 平成30年 6月 当社執行役員技術本部副本部長、同本部企画開発部長 令和 4年 6月 当社取締役兼執行役員技術本部長、原子力事業部長(現任)	(注) 4	普通株式 4
取締役	福田 豊彦	昭和22年 4月 7日生	昭和47年 4月 岩谷産業(株)入社 昭和50年 6月 貴船商事(株)(現(株)キフネ)入社 昭和55年 7月 同社代表取締役社長 平成19年 7月 同社取締役会長(現任) 平成27年 6月 当社社外取締役(現任)	(注) 4	普通株式 6
取締役	稲葉 和彦	昭和35年 5月 6日生	昭和59年 4月 (株)三井ハイテック入社 平成12年 8月 (株)ゼンリン入社 平成17年 6月 同社取締役 平成26年 6月 同社監査役 平成28年 6月 同社取締役・監査等委員 令和元年 9月 (株)カドス・コーポレーション社外監査役 令和 2年 6月 当社社外取締役(現任) 令和 2年10月 (株)カドス・コーポレーション社外取締役(現任)	(注) 4	普通株式 2
取締役	鳥居 玲子	昭和50年 4月28日生	平成13年10月 大阪弁護士会に弁護士登録、ひまわり総合法律事務所入所 平成16年11月 福岡県弁護士会に登録替え、近江法律事務所入所(現在に至る) 令和 3年 6月 当社社外取締役(現任)	(注) 4	普通株式 -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	牟田 郁二	昭和28年9月10日生	昭和52年4月 当社入社 平成15年11月 当社秘書室長 平成19年7月 当社秘書部長 平成24年6月 当社総務部長、コンプライアンス推進室長、高田サービス㈱代表取締役社長 平成26年10月 当社理事、高田サービス㈱代表取締役社長 平成28年7月 当社執行役員、高田サービス㈱代表取締役社長 平成28年9月 当社取締役兼執行役員、高田サービス㈱代表取締役社長 令和元年6月 当社顧問 令和2年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	普通株式 5
常勤監査役	福田 剛	昭和34年1月26日生	昭和58年4月 九州電力㈱入社 平成13年7月 同社川内原子力発電所技術課長 平成19年7月 同社原子力機械設計グループ長(次長) 平成24年7月 同社東京支社副支社長 平成27年7月 西日本プラント工業㈱へ出向 平成28年7月 九州電力㈱川内発電所長 平成30年7月 当社へ出向、執行役員原子力事業部長 平成31年2月 当社へ転籍、執行役員原子力事業部長 令和4年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)6	普通株式 3
監査役	奥村 勝美	昭和27年5月18日生	昭和52年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)福岡事務所入所 昭和59年2月 公認会計士登録 昭和59年3月 監査法人第一監査事務所(現EY新日本有限責任監査法人)福岡事務所入所 昭和62年5月 センチュリー監査法人社員 平成6年3月 同監査法人代表社員 平成12年5月 太田昭和センチュリー監査法人理事 平成16年2月 税理士登録 平成20年9月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)評議員 平成25年9月 同監査法人シニアパートナー 平成26年6月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 奥村公認会計士事務所所長(現任) 平成26年6月 福岡ひびき信用金庫員外監事(現任) 令和3年6月 ㈱寿ホールディングス社外監査役	(注)6	普通株式 6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	林 秀之	昭和38年1月25日生	昭和60年4月 ㈱福岡銀行入行 平成27年4月 同行執行役員鹿児島支店長 平成27年6月 同行執行役員鹿児島営業部長 平成29年4月 同行常務執行役員本店営業部長 平成31年4月 同行常務執行役員 令和元年6月 同行取締役常務執行役員 令和元年6月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ執行役員(現任) 令和3年4月 ㈱熊本銀行取締役 令和4年4月 FFGビジネスコンサルティング社長(現任) 令和4年6月 当社社外監査役(現任)	(注)6	普通株式 -
計					普通株式 124

(注)1 取締役 福田 豊彦氏、稲葉 和彦氏及び鳥居 玲子氏は、社外取締役です。

2 監査役 奥村 勝美氏及び林 秀之氏は、社外監査役です。

3 取締役 鳥居 玲子氏の戸籍上の氏名は、永原 玲子です。

4 令和4年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5 令和2年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 令和4年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7 前記の取締役兼執行役員6名以外の執行役員は、以下の4名です。

執行役員	安武 信一	安全衛生管理部長
執行役員	荒井 岳彦	プラント事業本部本社工場長
執行役員	大原 章好	人事部長
執行役員	横山 禮士	経営企画部長

8 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
神尾 康生	昭和42年12月17日生	平成6年10月 センチュリー監査法人 (現有限責任あずさ監査法人)入所 平成10年6月 公認会計士登録 平成25年1月 税理士法人神尾アンドパートナーズ 入所 平成25年1月 神尾康生公認会計事務所代表(現任) 平成25年5月 税理士登録 平成27年8月 税理士法人神尾アンドパートナーズ 代表社員(現任) 令和元年5月 ㈱きょくとう社外監査役(現任) 令和2年6月 ㈱ウチヤマホールディングス社外取締役 (監査等委員)(現任) 令和4年6月 当社補欠社外監査役(現任)	普通株式 8

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名です。

社外取締役・社外監査役と提出会社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係につきましては、当社株式の保有を除き、該当事項はありません。なお、社外取締役・社外監査役による当社株式の保有状況については「役員一覧」に記載のとおりです。

当社は、当社事業活動に精通した取締役が、取締役会を構成することにより、適切な監督機能を発揮するとともに、経営効率の維持向上に努めております。なお、社外からの経営監視の観点において、社外取締役を3名選任しております。また、社外監査役による監査が有効に機能するよう、監査役4名のうち、社外監査役を2名選任しており、経営監視の客観性・中立性の確保を図ることを目的として現体制を採用しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準(後記「社外役員の独立性判断基準」をご参照)を定めており、独立性の判断を行っております。社外取締役 福田 豊彦氏、稲葉和彦氏及び鳥居 玲子氏並びに社外監査役 奥村 勝美氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断しております。また、各氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

社外取締役 福田 豊彦氏は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、経営監視の客観性・中立性の確保が期待できるため、独立役員として指定しております。

社外取締役 稲葉 和彦氏は、上場会社における取締役等としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、経営監視の客観性・中立性の確保が期待できるため、独立役員として指定しております。

社外取締役 鳥居 玲子氏は、弁護士としての豊富な経験及び専門知識を有しており、経営監視の客観性・中立性の確保が期待できるため、独立役員として指定しております。

社外監査役 奥村 勝美氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する専門的立場から、経営監視の客観性・中立性の確保が期待できるため、独立役員として指定しております。

社外監査役 林 秀之氏は、後記の社外役員の独立性判断基準(7)に基づき、当該基準(3)に規定する借入先及び当該基準(4)に規定する主要株主の業務執行者に就任していたため、独立役員の指定はしていませんが、長年の銀行勤務等の経営経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的な経験及び知識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役に選任しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員の選定において当該社外役員候補者が株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所が定める独立性判断基準に加え、以下の各号に定める要件のいずれにも該当しない場合、独立性を有するものと判断いたします。

- (1) 当社及び子会社の連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (2) 当社及び子会社が連結売上高の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (3) 当社及び子会社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- (4) 出資比率10%以上の当社及び子会社の主要株主及び出資先の業務執行者
- (5) 当社及び子会社から年間100万円以上の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (6) 当社及び子会社から年間100万円以上の寄付又は助成を受けている者又は組織の業務執行者
- (7) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者
- (8) 当社及び子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族(以下、「近親者」という。)
- (9) 直前3事業年度のいずれかにおいて、上記(1)から(6)に該当する者の近親者

(注) 1 社外役員とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、第16号に規定する社外監査役をいいます。

2 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、法人等の業務を執行する役員・社員、また、使用人も含まれます。なお、監査役は含まれません。

3 上記各号の要件のいずれかの事項に該当する場合であっても、当社が十分に独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、独立役員とすることができるものといたします。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、上記のとおり、社外からの経営視点において、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しており、重要事項の決定、取締役及び執行役員並びに部門長の業務執行状況が報告される取締役会及び経営会議等に出席し意見を述べております。なお、社内監査部門が内部監査規程に基づき業務執行部門（生産・技術・営業・管理各部門、子会社）の業務を監査した結果を適宜報告しております。

また、監督または監査が効率的かつ効果的に行われるために、定期的な情報交換の場を設置し、社内監査部門、監査役及び会計監査人と緊密に連携をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、当事業年度における監査役は、社外監査役3名を含む4名で構成されております。監査役は、「監査役監査基準」に基づき、社内監査部門及び会計監査人と緊密な連携をとりながら、適正な監査に努めております。

常勤監査役である牟田 郁二氏は、当社の取締役、執行役員、理事、国内子会社の社長、総務部長及び秘書部長並びにコンプライアンス推進室・総務部・人事部・財務部の担当等を含む経営者としての幅広い経験と知見等を有しております。

常勤監査役である藤原 伸彦氏は、長年の電力会社勤務において、原子力発電所の責任者、執行役員として、リスクマネジメントをはじめとする経験及び知見等を有しております。

監査役である奥村 勝美氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見等を有しております。

監査役である吉戒 孝氏は、長年の銀行勤務の経営経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見等を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計19回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	牟田 郁二	19回	19回
常勤監査役	藤原 伸彦	19回	19回
監査役	奥村 勝美	19回	19回
監査役	吉戒 孝	19回	19回

監査役会における主な検討事項は、当社グループの事業計画の進捗状況及び事業展開上のリスクマネジメント、内部統制システムの整備・運用状況等の適性及び妥当性、社内監査部門及び会計監査人との連携強化等です。

また、常勤監査役の活動として、年間監査計画に基づき、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席、重要な決裁書類の閲覧、代表取締役社長との定期的な面談、本社各部・全支店・支社・事業所・国内外子会社への往査、社内監査部門及び会計監査人との定期的な会合（三様監査協議会等）の開催等が挙げられます。

内部監査の状況

当社の内部監査については、代表取締役社長の直轄機関として設置された内部監査部（4名）が担当しております。「内部監査規程」に基づき、事業所等往査をはじめとする監査を通じて、適正かつ効率的な業務実施のための評価・助言・改善提案を行っております。また、監査役及び会計監査人との定期的な会合で情報の共有を行い、適宜連携をとりながら内部監査を実施しております。

会計監査の状況

当社の会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査をPwCあらた有限責任監査法人に委嘱しております。継続監査期間は5年間です。

(イ) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	田邊 晴 康 山本 憲 吾	PwCあらた有限責任監査法人

(注) 公認会計士の継続年数については、7年を超える者がおりませんので、記載を省略しております。

なお、当社の監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

公認会計士 4 名 その他 6 名

(ロ) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人を選定するにあたり、当社の会計監査に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていることを条件としており、PwCあらた有限責任監査法人は、これらを満たしていると判断し、選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(ハ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査役会にて協議した結果であり、監査法人の監査は適正であると評価しております。

監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	45	10	43	-
連結子会社	-	-	-	-
計	45	10	43	-

(注) 前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」導入支援のコンサルティング業務です。

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イ)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	2	-	2
連結子会社	-	-	-	-
計	-	2	-	2

(注) 当社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務及び税務申告等の支援業務です。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査計画、監査項目の概要、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の監査計画が当社の適正な開示のために相応であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役員報酬規程等に基づき、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、地位、職責等に応じるとともに、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、定時株主総会後に開催される取締役会にて決定するものとしております。

c 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、一部を基本報酬と合算して毎月支給、一部を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は短期及び中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、適宜、取締役会で見直しを行うものとしております。

d 取締役の個人別の報酬等の額に対する業績連動報酬等の額の割合とその額の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、次のとおりとしております。取締役会は、以下の種類別の報酬割合の範囲内で、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の額を決定することとしております。

業務執行取締役の業績連動報酬等の比率（業績連動報酬等を満額支給した場合）

地位	基本報酬(%)	業績連動報酬等(%)	合計(%)
代表取締役社長	67.0	33.0	100.0
代表取締役兼専務執行役員	69.0	31.0	100.0
取締役兼常務執行役員	70.0	30.0	100.0
取締役兼執行役員	70.0	30.0	100.0

e 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長が、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえて、これを決定することとしております。

イ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長の高田 寿一郎氏に対して、取締役会において決議した決定方針に沿って、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を委任しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

ウ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、監査役の協議によって決定しており、各監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に従って監査役の協議により決定することとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	262,187	227,591	34,596	9
監査役 (社外監査役を除く。)	17,000	17,000	-	1
社外役員	37,400	37,400	-	6

- (注) 1 取締役の報酬限度額(賞与を含む。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)は、平成27年6月19日開催の第68回定時株主総会において、年額400,000千円以内(うち社外取締役40,000千円以内)と決議しております。取締役の員数は、3名以上15名以内と当社定款規定に定めております。
- 2 監査役の報酬限度額(賞与を含む。)は、平成24年6月22日開催の第65回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議しております。監査役の員数は、3名以上5名以内と当社定款規定に定めております。
- 3 取締役の報酬のうち業績連動報酬等は、会社業績に対する成果の連動として前事業年度の業績に基づき支給しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、経常利益等とし、さらに株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、各取締役の配分を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。選定した業績指標の内容として、前事業年度における実績の経常利益は21億9千万円であります。
- 4 当社は、指名・報酬諮問委員会を令和4年4月1日付で設置しております。従って、当事業年度の取締役の個人別の報酬等につきましては、指名・報酬諮問委員会設置以前の決定方針に沿って、決定しております。なお、取締役の個人別の報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である高田 寿一郎氏が各取締役の担当業務の評価を行い、取締役会が決定した方針に従って決定されていることから、取締役会としても、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
35,520	6	使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額です。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

なお、現在、当社が保有する全ての上場株式は政策投資目的で、全てが取引先であり、純投資目的で保有している株式はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式保有は必要最小限とする基本方針にたつものの、取引先との中長期的な関係強化のために必要であると判断した場合に限り、企業価値向上の効果を総合的に勘案のうえ、保有する場合があります。

なお、取引実績や中長期的な事業戦略などを勘案のうえ、政策保有目的に合わないとは判断される場合は、縮減の対象といたします。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	7	29,520
非上場株式以外の株式	5	186,876

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	5	4,445	取引先持株会に入会しており、増加しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 非上場株式の減少については、当該株式発行会社の会社清算によるものであります。

(八) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
日本製鉄株	68,358	67,485	関係強化のため取引先持株会へ入会して おり、増加しております。	有
	148,407	121,100		
AGC株	5,643	5,297	関係強化のため取引先持株会へ入会して おり、増加しております。	無
	27,682	22,924		
日本電気硝子株	2,899	2,594	関係強化のため取引先持株会へ入会して おり、増加しております。	無
	7,875	6,534		
丸一鋼管株	870	846	関係強化のため取引先持株会へ入会して おり、増加しております。	無
	2,401	2,163		
エア・ウォーター株	296	289	関係強化のため取引先持株会へ入会して おり、増加しております。	無
	510	564		

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、また、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の入手に努めているほか、社外のセミナー等に参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,666,275	4,318,784
受取手形	49,126	28,175
電子記録債権	639,467	883,419
完成工事未収入金	13,665,242	10,793,281
契約資産	-	6,328,020
有価証券	50,000	50,000
未成工事支出金	3,426,769	477,689
その他の棚卸資産	1,108,394	1,99,587
その他	189,778	308,530
流動資産合計	20,795,054	22,287,489
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,916,646	4,10,154,391
機械、運搬具及び工具器具備品	4,426,797	4,438,880
土地	3,43,771,204	3,44,177,900
建設仮勘定	84,408	49,487
その他	666,293	652,061
減価償却累計額	11,055,912	11,411,965
有形固定資産合計	7,643,437	8,008,755
無形固定資産	367,845	335,968
投資その他の資産		
投資有価証券	2,690,257	2,586,397
長期預金	-	4,41,769
敷金及び保証金	115,490	75,253
繰延税金資産	1,222,021	1,085,426
その他	2,185,879	2,251,684
貸倒引当金	43,747	43,747
投資その他の資産合計	2,169,901	1,996,784
固定資産合計	10,181,184	10,341,508
資産合計	30,976,239	32,628,997

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	9,310,555	10,065,531
短期借入金	4,290,000	4,280,000
未払費用	286,806	361,298
未払法人税等	718,145	331,396
未成工事受入金	221,754	-
契約負債	-	418,651
完成工事補償引当金	21,361	29,319
工事損失引当金	72,142	427,656
その他	1,213,411	792,326
流動負債合計	14,744,176	15,226,180
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	3,490,267	3,490,267
退職給付に係る負債	2,917,884	2,715,621
その他	447,710	471,182
固定負債合計	3,855,862	3,677,071
負債合計	18,600,038	18,903,252
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,642,350	3,642,350
資本剰余金	1,243	1,243
利益剰余金	9,936,081	10,688,213
自己株式	24,966	25,039
株主資本合計	13,554,708	14,306,766
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,043	6,211
土地再評価差額金	3,769,113	3,769,113
為替換算調整勘定	277,366	34,033
退職給付に係る調整累計額	367,363	33,753
その他の包括利益累計額合計	1,427,886	830,690
非支配株主持分	249,379	249,668
純資産合計	12,376,200	13,725,744
負債純資産合計	30,976,239	32,628,997

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
完成工事高	47,794,803	1 47,243,833
完成工事原価	2 42,722,060	2 42,883,712
完成工事総利益	5,072,743	4,360,121
販売費及び一般管理費	3, 4 3,036,218	3, 4 3,160,013
営業利益	2,036,525	1,200,108
営業外収益		
受取利息	7,020	5,321
受取配当金	1,222	7,480
為替差益	9,504	33,938
受取賃貸料	25,829	25,873
受取事務手数料	5,594	5,395
助成金収入	149,662	46,397
その他	50,162	31,847
営業外収益合計	248,996	156,256
営業外費用		
支払利息	42,024	32,425
売上債権売却損	11,958	16,558
その他	27,470	44,792
営業外費用合計	81,453	93,776
経常利益	2,204,068	1,262,587
特別利益		
固定資産売却益	5 47	-
受取保険金	10,942	-
特別利益合計	10,990	-
特別損失		
減損損失	7 508,849	7 20,619
災害による損失	8,710	-
固定資産除却損	6 4,141	6 5,020
投資有価証券評価損	-	3,382
工事関連損害補償金	132,140	-
特別損失合計	653,842	29,021
税金等調整前当期純利益	1,561,217	1,233,566
法人税、住民税及び事業税	877,780	498,049
法人税等調整額	349,627	36,389
法人税等合計	528,153	461,660
当期純利益	1,033,063	771,906
非支配株主に帰属する当期純損失()	21,372	16,218
親会社株主に帰属する当期純利益	1,054,436	788,125

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益	1,033,063	771,906
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	44,461	20,254
土地再評価差額金	181,085	-
為替換算調整勘定	175,785	264,720
退職給付に係る調整額	374,133	333,609
その他の包括利益合計	413,294	618,584
包括利益	1,446,358	1,390,490
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,452,033	1,385,321
非支配株主に係る包括利益	5,674	5,169

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,642,350	1,243	9,496,503	24,853	13,115,243
当期変動額					
剰余金の配当			145,944		145,944
親会社株主に帰属する当期純利益			1,054,436		1,054,436
自己株式の取得				650,113	650,113
自己株式の消却			650,000	650,000	-
土地再評価差額金の取崩			181,085		181,085
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	439,577	113	439,464
当期末残高	3,642,350	1,243	9,936,081	24,966	13,554,708

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	58,504	588,028	437,453	741,496	1,825,482	262,518	11,552,279
当期変動額							
剰余金の配当							145,944
親会社株主に帰属する当期純利益							1,054,436
自己株式の取得							650,113
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩		181,085			181,085		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	44,461	-	160,086	374,133	578,681	13,139	565,541
当期変動額合計	44,461	181,085	160,086	374,133	397,596	13,139	823,921
当期末残高	14,043	769,113	277,366	367,363	1,427,886	249,379	12,376,200

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,642,350	1,243	9,936,081	24,966	13,554,708
会計方針の変更による累積的影響額			53,865		53,865
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,642,350	1,243	9,989,947	24,966	13,608,574
当期変動額					
剰余金の配当			76,798		76,798
親会社株主に帰属する当期純利益			788,125		788,125
連結範囲の変動			13,060		13,060
自己株式の取得				73	73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	698,266	73	698,192
当期末残高	3,642,350	1,243	10,688,213	25,039	14,306,766

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	14,043	769,113	277,366	367,363	1,427,886	249,379	12,376,200
会計方針の変更による累積的影響額							53,865
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,043	769,113	277,366	367,363	1,427,886	249,379	12,430,066
当期変動額							
剰余金の配当							76,798
親会社株主に帰属する当期純利益							788,125
連結範囲の変動							13,060
自己株式の取得							73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,254	-	243,332	333,609	597,196	288	597,485
当期変動額合計	20,254	-	243,332	333,609	597,196	288	1,295,677
当期末残高	6,211	769,113	34,033	33,753	830,690	249,668	13,725,744

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,561,217	1,233,566
減価償却費	572,538	539,565
減損損失	508,849	20,619
貸倒引当金の増減額（は減少）	105,655	-
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	203,619	277,750
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	7,388	7,957
工事損失引当金の増減額（は減少）	42,415	355,514
受取利息及び受取配当金	8,243	12,802
支払利息	42,024	32,425
受取保険金	10,942	-
固定資産売却損益（は益）	47	-
固定資産除却損	4,141	5,020
投資有価証券評価損益（は益）	-	3,382
災害による損失	8,710	-
工事関連損害補償金	132,140	-
助成金収入	149,662	46,397
売上債権の増減額（は増加）	411,256	3,511,624
未成工事支出金の増減額（は増加）	1,047,032	2,949,080
仕入債務の増減額（は減少）	1,308,513	658,891
未成工事受入金の増減額（は減少）	45,074	-
契約負債の増減額（は減少）	-	194,534
その他	46,118	177,155
小計	2,552,748	2,530,325
利息及び配当金の受取額	8,211	12,685
保険金の受取額	10,942	-
助成金の受取額	149,662	46,397
利息の支払額	42,027	32,427
災害による損失の支払額	4,489	4,220
工事関連損害補償金支払額	127,716	4,423
法人税等の支払額	482,261	879,394
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,065,070	1,668,943
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,079	30,099
長期性預金の預入による支出	-	39,560
有価証券の取得による支出	100,000	100,000
有価証券の償還による収入	100,000	100,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	700,154	980,061
有形及び無形固定資産の売却による収入	47	-
投資有価証券の取得による支出	3,745	4,445
投資有価証券の売却による収入	-	46,618
関係会社株式の取得による支出	370,000	-
貸付けによる支出	109,830	3,945
貸付金の回収による収入	110,956	4,377
その他	2,733	1,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,076,539	1,008,139

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	100,000	100,000
自己株式の取得による支出	650,113	73
リース債務の返済による支出	98,743	71,675
配当金の支払額	145,124	77,051
非支配株主への配当金の支払額	7,464	4,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,001,446	253,680
現金及び現金同等物に係る換算差額	111,098	144,116
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	98,183	551,240
現金及び現金同等物の期首残高	2,450,808	2,548,991
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	27,922
現金及び現金同等物の期末残高	2,548,991	3,128,154

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

子会社のうち連結の範囲に含めたのは、シンガポール・タカダ・インダストリーズ・プライベート・リミテッド、高田プラント建設(株)、高田サービス(株)、スリ・タカダ・インダストリーズ(マレーシア)・エスディエヌ・ピーエッチディ、タカダ・コーポレーション・アジア・リミテッド、キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッドの6社です。

なお、当連結会計年度より非連結子会社であったキクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッドは重要性が増したため連結の範囲に含めています。

(2) 非連結子会社

子会社のうち八幡設備工業(協)、渡部工業(株)の2社は、連結の範囲から除外しています。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社2社に対する投資について持分法を適用していません。

持分法を適用しない非連結子会社は、八幡設備工業(協)、渡部工業(株)の2社です。

持分法非適用の非連結子会社2社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結財務諸表提出会社と同一です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

原則として定率法

ただし、TAKADA研修センターの設備及び連結子会社の保有資産の一部については定額法、また、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 6～8年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

投資その他の資産

その他(長期前払費用)

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

完成工事補償引当金

完成工事について無償で行う補修費用に備えるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する過去2年間の実績を基礎に、将来の補償見込を加味して計上しています。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しています。

なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せず両建てで表示しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業であるプラント事業においては、工事契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、顧客による検収又は期末日までに発生した工事原価が予測される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

また、商品及び製品の販売については、販売契約等に基づき、商品及び製品を引き渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事進行基準による完成工事高の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
完成工事高	3,780,476	-

(2) 工事進行基準による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額及び当連結会計年度末における工事進捗度を見積り、原価比例法によって金額を算定しています。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っています。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格の変動等による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しています。

2. インプット法による完成工事高の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
完成工事高	-	11,089,169

(2) インプット法による完成工事高の計上は、工事収益総額、工事原価総額及び当連結会計年度末における工事進捗度を見積り、原価比例法によって金額を算定しています。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っています。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格等の変動による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しています。

3. 契約書等で確定していない完成工事高の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
完成工事高	515,328	144,818

(2) 工事着工後の工事の追加や削減、工事内容の変更等により、当連結会計年度末において請負工事代金が未確定のものについては、見積りにより完成工事高を計上しています。

これらの見積りは、取引先との交渉状況や過去の実績等に基づき行っていますが、見積りの見直しがあった場合には、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しています。

4. 工事損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
工事損失引当金	72,142	427,656

(2) 受注工事について、工事収益総額及び工事原価総額の見積りを行い、損失が見込まれるものについては工事損失引当金を計上しています。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っています。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格等の変動による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った連結会計年度において認識しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、工事契約については履行義務に応じて一定の期間または履行義務の充足に合わせて収益を認識し、物品の販売等については一時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当連結会計年度より「完成工事未収入金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しています。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約資産は2,836,654千円増加し、未成工事支出金は3,013,155千円減少しています。当連結会計年度の連結損益計算書は、完成工事高は115,562千円減少し、完成工事原価は19,177千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ96,385千円減少しています。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は53,865千円増加しています。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しています。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

これによる連結財務諸表への影響は軽微です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。また、前連結会計年度において、独立掲記していましたが、「営業外収益」の「労災保険料等還付金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた59,536千円は、「為替差益」9,504千円、「その他」50,031千円として組み替え、「営業外収益」の「労災保険料等還付金」に表示していた130千円は、「その他」として組み替えています。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期、社会やお客様への影響等を予測することは極めて困難であるものの、同感染症による当社業績への影響は限定的であると仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 その他の棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
材料貯蔵品	108,394千円	72,827千円
商品及び製品	- 千円	26,760千円

2 このうち非連結子会社に対する金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
投資有価証券(株式)	457,448千円	370,000千円
その他(出資金)	8,500	8,500

3 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っています。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準として、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額との差額	1,299,105千円	1,298,326千円

4 担保資産及び担保付債務

下記の資産は、短期借入金の担保に供しています。

(1) 担保提供資産

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
建物	316,404千円	296,214千円
構築物	9,530	8,746
土地	764,726	764,726
計	1,090,661	1,069,688

担保提供資産に対応する債務

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
短期借入金 (うち工場財団抵当と共同担保)	2,900,000千円 (2,900,000)	2,800,000千円 (2,800,000)

(2) 工場財団抵当

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
建物	644,995千円	613,796千円
構築物	6,447	5,448
機械及び装置	0	0
土地	2,663,805	2,663,805
計	3,315,249	3,283,051

工場財団抵当に対応する債務

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
短期借入金	2,900,000千円	2,800,000千円
(うち担保提供資産と共同担保)	(2,900,000)	(2,800,000)

また、下記の資産を契約保証金として差し入れています。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
現金及び預金	- 千円	16,221千円
長期預金	-	41,769

外貨建担保提供資産は期末日現在の為替レートで円換算しています。

5 保証債務

次の子会社について、金融機関からの出資に対する保証を行っています。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
タカダ・コーポレーション・アジ ア・リミテッド	14,514千円 (4,100千THB)	タカダ・コーポレーション・アジ ア・リミテッド 15,088千円 (4,100千THB)

外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しています。

6 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
受取手形割引高	69,986千円	128,976千円
電子記録債権割引高	402,168	429,355

7 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しています。

コミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
総貸付極度額	6,300,000千円	6,300,000千円
借入実行残高	2,900,000	2,800,000
差引額	3,400,000	3,500,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

完成工事高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	72,142千円	427,656千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
役員報酬	291,992千円	324,901千円
従業員給料手当	1,169,941	1,160,905
退職給付費用	47,316	41,931
調査研究費	163,647	185,273
貸倒引当金繰入額	105,655	-

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	141,009千円	155,145千円

5 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
機械、運搬具及び工具器具備品	47千円	-千円

6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物及び構築物	3,815千円	4,456千円
機械、運搬具及び工具器具備品	326	563
計	4,141	5,020

7 減損損失

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
君津支社(千葉県君津市)	生産用設備	土地	260,553
		建物	142,392
		その他	105,902
		合計	508,849

当社グループは、事業活動を行う事業所を基準として資産のグルーピングを行っており、賃貸用資産及び遊休資産については各物件ごとに行っています。

君津支社につきましては、完成工事高の減少等に伴い採算が悪化しており、早期の回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は鑑定評価額等により評価しています。

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
君津支社(千葉県君津市)	生産用設備	機械装置	1,640
		工具器具備品	4,506
		その他	14,472
		合計	20,619

当社グループは、事業活動を行う事業所を基準として資産のグルーピングを行っており、賃貸用資産及び遊休資産については各物件ごとに行っています。

君津支社につきましては、完成工事高の減少等に伴い採算が悪化しており、早期の回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は鑑定評価額等により評価しています。

(連結包括利益計算書関係)
その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	63,973千円	29,143千円
税効果調整前	63,973	29,143
税効果額	19,511	8,888
その他有価証券評価差額金	44,461	20,254
土地再評価差額金：		
当期発生額	260,553	-
税効果調整前	260,553	-
税効果額	79,468	-
土地再評価差額金	181,085	-
為替換算調整勘定：		
当期発生額	175,785	264,720
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	342,164	341,849
組替調整額	196,156	138,163
税効果調整前	538,321	480,013
税効果額	164,187	146,404
退職給付に係る調整額	374,133	333,609
その他の包括利益合計	413,294	618,584

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,220,950	-	-	7,220,950
B種株式(注)1	2,150,000	-	650,000	1,500,000
D種株式(注)1	-	520,000	520,000	-
E種株式(注)1	-	130,000	130,000	-
合計	9,370,950	650,000	1,300,000	8,720,950
自己株式				
普通株式(注)2	892,097	154	-	892,251
B種株式(注)1	-	650,000	650,000	-
D種株式(注)1	-	520,000	520,000	-
E種株式(注)1	-	130,000	130,000	-
合計	892,097	1,300,154	1,300,000	892,251

(注)1 令和2年7月16日付で、B種株主である株式会社福岡銀行が、当社定款第14条の4の定めに基づき、当社に対し、B種株式650,000株の取得請求権を行使されましたため、当社は同日付で、B種株式650,000株を取得すると引換えに、株式会社福岡銀行に対し、D種株式520,000株、E種株式130,000株を交付いたしました。その結果、令和2年7月16日現在で発行済株式総数が650,000株増加し、10,020,950株となっております。なお、令和2年7月31日付で、当社は、株式会社福岡銀行に交付したD種株式520,000株並びにE種株式130,000株を、会社法並びに当社定款規定に基づき取得いたしました。

令和2年8月31日付で、当社は、上記により取得したB種株式650,000株、D種株式520,000株、E種株式130,000株を、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。

2 普通株式の自己株式の増加154株は、単元未満株式の買取による増加です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月29日 定時株主総会	普通株式	126,577	20	令和2年3月31日	令和2年6月30日
	B種株式	19,367	9.008	令和2年3月31日	令和2年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	63,286	利益 剰余金	10	令和3年3月31日	令和3年6月30日
	B種株式	13,512	利益 剰余金	9.008	令和3年3月31日	令和3年6月30日

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,220,950	-	-	7,220,950
B種株式	1,500,000	-	-	1,500,000
合計	8,720,950	-	-	8,720,950
自己株式				
普通株式（注）	892,251	106	-	892,357
合計	892,251	106	-	892,357

（注）普通株式の自己株式の増加106株は、単元未満株式の買取による増加です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	63,286	10	令和3年3月31日	令和3年6月30日
	B種株式	13,512	9.008	令和3年3月31日	令和3年6月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年6月24日 定時株主総会	普通株式	63,285	利益 剰余金	10	令和4年3月31日	令和4年6月27日
	B種株式	13,632	利益 剰余金	9.088	令和4年3月31日	令和4年6月27日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当連結会計年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
現金及び預金勘定	2,666,275千円	3,318,784千円
拘束性預金	117,284	161,580
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	29,050
現金及び現金同等物	2,548,991	3,128,154

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてプラント事業における工事用車両及びOA機器です。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

借主側

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
1年内	31,260千円	32,040千円
1年超	30,000	27,360
合計	61,260	59,400

貸主側

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
1年内	25,200千円	25,200千円
1年超	52,500	27,300
合計	77,700	52,500

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、個別契約に基づいて必要となる長期預金等を除き、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により実施しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの受注並びに営業債権の管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理しています。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は主に営業取引に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,666,275	2,666,275	-
(2) 受取手形	49,126	49,126	-
(3) 電子記録債権	639,467	639,467	-
(4) 完成工事未収入金	13,665,242	13,665,242	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	203,287	203,287	-
(6) 短期貸付金	70,636	70,636	-
資産計	17,294,036	17,294,036	-
(1) 支払手形・工事未払金等	9,310,555	9,310,555	-
(2) 短期借入金	2,900,000	2,900,000	-
負債計	12,210,555	12,210,555	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金並びに(6) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

国内の譲渡性預金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、株式の時価については、取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度（千円）
非上場株式	536,969

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
投資有価証券			
その他の有価証券	186,876	186,876	-

(注) 1 現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、完成工事未収入金、契約資産、支払手形・工事未払金等、短期借入金、並びに契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	399,520

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	186,876	-	-	186,876

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(令和3年3月31日)

	1年以内(千円)
現金及び預金	2,660,153
受取手形	49,126
電子記録債権	639,467
完成工事未収入金	13,665,242
有価証券及び投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	50,000
合計	17,063,989

当連結会計年度(令和4年3月31日)

	1年以内(千円)
現金及び預金	3,313,968
電子記録債権	883,419
完成工事未収入金	10,793,281
契約資産	6,328,020
合計	21,318,690

(注2) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)
短期借入金	2,900,000	-	-	-
合計	2,900,000	-	-	-

当連結会計年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)
短期借入金	2,800,000	-	-	-
合計	2,800,000	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	25,652	20,483	5,168
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	25,652	20,483	5,168
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	127,635	153,010	25,375
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,000	50,000	-
小計	177,635	203,010	25,375
合計	203,287	223,493	20,206

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。

当連結会計年度(令和4年3月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	179,001	169,738	9,262
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	179,001	169,738	9,262
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	7,875	8,201	325
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,000	50,000	-
小計	57,875	58,201	325
合計	236,876	227,939	8,936

(注) 市場価格のない株式等は含まれていません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について3,382千円減損処理を行っています。

当減損処理は、減損対象となった株式の発行会社の会社清算に伴い、帳簿価額と精算分配金額との差額について減損処理を行ったものです。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、実質価額が取得価額に比べ50%以上下落した場合に、回復する見込があると認められる場合を除き、必要と認められた額について減損処理を行っています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。確定給付企業年金制度(積立型制度です。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。退職一時金制度(非積立型制度です。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。なお、国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,989,989千円	5,881,512千円
勤務費用	328,402	311,658
利息費用	30,633	36,228
数理計算上の差異の発生額	98,306	10,646
退職給付の支払額	369,206	85,338
過去勤務費用の発生額	-	376,190
退職給付債務の期末残高	5,881,512	5,757,223

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,818,787千円	3,050,297千円
期待運用収益	56,375	61,005
数理計算上の差異の発生額	243,858	44,987
事業主からの拠出額	136,833	127,773
退職給付の支払額	205,557	74,450
年金資産の期末残高	3,050,297	3,119,639

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	81,384千円	86,669千円
退職給付費用	9,630	7,551
退職給付の支払額	4,344	16,183
退職給付に係る負債の期末残高	86,669	78,037

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,395,814千円	3,340,653千円
年金資産	3,050,297	3,119,639
	345,516	221,013
非積立型制度の退職給付債務	2,572,367	2,494,607
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,917,884	2,715,621
退職給付に係る負債	2,917,884	2,715,621
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,917,884	2,715,621

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	338,032千円	319,209千円
利息費用	30,633	36,228
期待運用収益	56,375	61,005
過去勤務費用の費用処理額	103,451	65,832
数理計算上の差異の費用処理額	92,705	72,331
確定給付制度に係る退職給付費用	508,447	432,595

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
過去勤務費用	103,451千円	442,022千円
数理計算上の差異	434,870	37,991
合計	538,321	480,013

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
未認識過去勤務費用	413,804千円	28,217千円
未認識数理計算上の差異	114,775	76,784
合計	528,580	48,566

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
国内債券	56.0%	46.5%
国内株式	11.6	10.0
外国債券	18.5	15.5
外国株式	11.8	10.6
現金及び預金	-	16.0
その他	2.1	1.4
合計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
割引率	0.58%	0.81～0.82%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	- 千円	41,923千円
退職給付に係る負債	892,516	830,554
未払賞与金	153,058	-
工事損失引当金	21,294	107,492
関係会社株式評価損	56,895	-
非上場会社株式評価損	26,992	26,992
未払事業税	43,539	26,820
貸倒引当金	13,342	13,342
完成工事補償引当金	6,515	8,942
減損損失	80,571	74,248
試験研究費	14,431	12,106
その他有価証券評価差額金	6,162	-
その他	55,628	75,305
繰延税金資産小計	1,370,949	1,217,729
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	-	37,944
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	102,668	45,773
評価性引当額小計 (注) 1	102,668	83,717
繰延税金資産合計	1,268,280	1,134,011
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	46,259	45,859
在外連結子会社の留保利益	19,279	20,502
その他有価証券評価差額金	-	2,725
その他	872	5,682
繰延税金負債合計	66,410	74,770
繰延税金資産の純額	1,201,870	1,059,240

(注) 1. 評価性引当額が前連結会計年度より18,951千円減少しています。この減少の要因は、一部の連結子会社の税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が37,944千円増加したことで、キクチ・インダストリー(タイランド)・カンパニー・リミテッドの新規連結子会社化に伴い関係会社株式評価損に係る評価性引当額が56,895千円減少したことによるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	41,923	41,923
評価性引当額	-	-	-	-	-	37,944	37,944
繰延税金資産	-	-	-	-	-	3,979	3,979

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金41,923千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3,979千円を計上しています。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.2
住民税均等割	1.7	2.3
子会社における税率差異	0.4	0.2
税額控除等	0.6	2.1
評価性引当額の増減	0.4	4.3
その他	1.5	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8	37.4

(注) 前連結会計年度において、「その他」に含めていた「評価性引当額の増減」は、影響割合が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の項目の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において、「その他」に表示していた1.1%は、「評価性引当額の増減」0.4%、「その他」1.5%として組み替えています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を工事の性格別及びその他の収益に分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	建設工事	保全工事	その他	計
地域別				
日本	22,054,592	20,441,506	36,144	42,532,242
アジア	1,218,035	3,492,336	-	4,710,372
顧客との契約から生じる収益	23,272,627	23,933,843	36,144	47,242,614
その他の収益	-	-	1,219	1,219
外部顧客への売上高	23,272,627	23,933,843	37,363	47,243,833
収益認識の時期別				
一時点で移転される収益	52,049	-	17,836	69,886
一定の期間にわたり移転される財	23,220,578	23,933,843	18,307	47,172,728
顧客との契約から生じる収益	23,272,627	23,933,843	36,144	47,242,614
その他の収益	-	-	1,219	1,219
外部顧客への売上高	23,272,627	23,933,843	37,363	47,243,833

(注) 「その他の収益」には企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引に係る収益等が含まれています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項

(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との請負工事契約について、期末日時点で完了しているものの未請求の契約履行部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた完成工事未収入金に振替えられます。当該請負工事契約に関する対価は、契約に基づく引渡し条件に従い、引渡し時に請求し、契約に基づく支払い期日に受領しています。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり収益を認識する顧客との請負工事契約について、分割払い等の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額は13,159千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、総額24,652,474千円です。当該取引は契約の履行に応じ、今後概ね2年以内に収益認識される予定です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、プラント事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
44,913,735	2,881,068	47,794,803

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・・・東南アジア(シンガポール、マレーシア、タイ)

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
6,710,927	932,510	7,643,437

(注) 各区分に属する主な国又は地域

アジア・・・東南アジア(シンガポール、マレーシア、タイ)

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本製鉄(株)	8,580,422	プラント事業
三菱ケミカル(株)	5,546,699	プラント事業
A G C(株)	4,825,603	プラント事業

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
42,533,461	4,710,372	47,243,833

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・・・東南アジア(シンガポール、マレーシア、タイ)

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
7,042,656	966,098	8,008,755

(注) 各区分に属する主な国又は地域

アジア・・・東南アジア(シンガポール、マレーシア、タイ)

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本製鉄(株)	8,461,511	プラント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人に限る。）等

前連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)シンヨーコーポレーション	東京都練馬区	10,000	ユニフォームの企画・販売他	-	商品の仕入	ユニフォームの購入	35,400	支払手形・工事未払金等	3,467

当連結会計年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)シンヨーコーポレーション	東京都練馬区	10,000	ユニフォームの企画・販売他	-	商品の仕入	ユニフォームの購入	40,416	支払手形・工事未払金等	230

(注) 1 当社役員の近親者が議決権の100%を直接所有しています。

2 取引価格については、市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	1,724.42 円	1,937.63 円
1株当たり当期純利益	164.48 円	122.38 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	67.19 円	54.32 円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

2 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ2.07円、10.58円及び4.62円減少しています。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,054,436	788,125
普通株主に帰属しない金額(千円)	13,512	13,632
(うち優先配当金)	(13,512)	(13,632)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,040,924	774,493
普通株式の期中平均株式数(株)	6,328,766	6,328,662
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(千円)	13,512	13,632
普通株式増加数(株)	9,364,746	8,179,959
(うち優先株式(B種株式))	(9,209,364)	(8,179,959)
(うち優先株式(E種株式))	(155,382)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末首高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,900,000	2,800,000	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	91,287	98,292	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	288,560	288,465	-	令和5年～令和12年
合計	3,279,848	3,186,758	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	63,286	39,670	30,915	27,284

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	11,387,657	22,098,976	32,955,881	47,243,833
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	190,009	728,551	713,338	1,233,566
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	93,578	486,159	497,324	788,125
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	14.79	76.82	78.58	122.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	14.79	62.03	1.76	45.95

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	604,301	619,311
受取手形	49,126	27,813
電子記録債権	639,467	883,419
完成工事未収入金	13,126,437	10,375,604
契約資産	-	5,620,906
未成工事支出金	3,427,698	478,578
材料貯蔵品	77,764	64,104
前払費用	55,377	61,400
未収入金	27,323	28,515
短期貸付金	70,000	336,000
その他	4,101	10,377
流動資産合計	18,081,597	18,506,031
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 7,875,721	1 8,005,222
減価償却累計額	5,444,928	5,575,736
建物(純額)	1 2,430,793	1 2,429,485
構築物	1 977,742	1 985,742
減価償却累計額	878,322	889,352
構築物(純額)	1 99,420	1 96,390
機械及び装置	1 2,675,417	1 2,689,851
減価償却累計額	2,458,266	2,468,585
機械及び装置(純額)	1 217,151	1 221,266
車両運搬具	45,506	38,416
減価償却累計額	41,623	35,830
車両運搬具(純額)	3,882	2,585
工具器具・備品	763,077	767,177
減価償却累計額	673,010	696,035
工具器具・備品(純額)	90,066	71,141
土地	1 3,657,849	1 4,055,545
リース資産	327,232	271,305
減価償却累計額	233,165	183,463
リース資産(純額)	94,067	87,841
建設仮勘定	84,408	49,487
有形固定資産合計	6,677,640	7,013,743
無形固定資産		
借地権	13,170	13,170
ソフトウェア	322,624	255,886
ソフトウェア仮勘定	12,000	46,563
その他	19,119	19,119
無形固定資産合計	366,915	334,740

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	232,808	216,397
関係会社株式	1,859,886	1,986,948
出資金	6,000	6,000
関係会社出資金	8,500	8,500
長期貸付金	-	38,000
長期前払費用	3,318	16,411
前払年金費用	36,426	-
敷金及び保証金	109,645	69,580
繰延税金資産	1,029,053	1,039,742
その他	131,023	133,855
貸倒引当金	43,747	43,747
投資その他の資産合計	3,372,914	3,471,689
固定資産合計	10,417,469	10,820,172
資産合計	28,499,067	29,326,204
負債の部		
流動負債		
支払手形	4,807,972	5,216,170
工事未払金	4,476,005	4,478,250
短期借入金	1,290,000	1,280,000
リース債務	45,670	44,230
未払金	298,221	276,032
未払費用	185,018	181,130
未払法人税等	681,948	282,429
未払消費税等	395,303	280,660
未成工事受入金	195,393	-
契約負債	-	281,231
預り金	55,656	54,604
設備関係支払手形	354,674	26,801
完成工事補償引当金	21,361	29,319
工事損失引当金	69,818	352,434
その他	2,100	2,100
流動負債合計	14,489,144	14,305,396
固定負債		
リース債務	83,022	81,458
再評価に係る繰延税金負債	490,267	490,267
退職給付引当金	2,339,060	2,589,016
長期預り保証金	12,600	12,600
その他	107,422	109,998
固定負債合計	3,032,373	3,283,340
負債合計	17,521,517	17,588,737

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,642,350	3,642,350
利益剰余金		
利益準備金	167,710	175,390
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	105,410	104,499
別途積立金	6,400,000	6,400,000
繰越利益剰余金	1,470,201	2,203,169
利益剰余金合計	8,143,322	8,883,059
自己株式	24,966	25,039
株主資本合計	11,760,706	12,500,369
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,043	6,211
土地再評価差額金	769,113	769,113
評価・換算差額等合計	783,156	762,902
純資産合計	10,977,549	11,737,467
負債純資産合計	28,499,067	29,326,204

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
完成工事高	44,232,368	41,852,640
完成工事原価	39,616,967	37,944,955
完成工事総利益	4,615,400	3,907,685
販売費及び一般管理費		
役員報酬	235,946	251,253
従業員給料手当	815,988	763,224
退職給付費用	43,097	37,318
その他の人件費	208,561	191,049
通信交通費	113,749	111,127
調査研究費	165,042	187,948
貸倒引当金繰入額	105,655	-
交際費	31,686	41,166
地代家賃	85,805	85,918
減価償却費	155,354	154,588
租税公課	169,172	159,242
事業所税	4,874	3,717
業務委託費	219,817	263,962
その他	358,134	320,665
販売費及び一般管理費合計	2,501,576	2,571,183
営業利益	2,113,823	1,336,502
営業外収益		
受取利息	1,529	5,609
受取配当金	177,178	180,388
受取賃貸料	127,456	127,456
受取事務手数料	5,526	5,327
助成金収入	27,015	5,400
その他	116,809	17,915
営業外収益合計	155,515	132,097
営業外費用		
支払利息	41,743	32,425
売上債権売却損	11,952	16,558
貸与資産減価償却費	7,222	6,916
その他	18,033	33,339
営業外費用合計	78,952	89,241
経常利益	2,190,386	1,379,358
特別利益		
受取保険金	10,942	-
特別利益合計	10,942	-
特別損失		
減損損失	3508,849	320,619
災害による損失	8,710	-
固定資産除却損	24,063	24,838
投資有価証券評価損	-	3,382
関係会社株式評価損	-	190,637
特別損失合計	521,623	219,477
税引前当期純利益	1,679,705	1,159,880
法人税、住民税及び事業税	833,962	440,427
法人税等調整額	351,627	43,215
法人税等合計	482,334	397,211
当期純利益	1,197,370	762,669

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		3,577,396	9.0	3,903,219	10.3
労務費		2,917,096	7.4	3,054,684	8.1
外注費		20,301,564	51.3	18,484,807	48.7
経費		12,852,291	32.4	12,993,921	34.2
(うち人件費)		(3,439,232)	(8.7)	(3,281,551)	(8.6)
原価差額		31,380	0.1	491,677	1.3
計		39,616,967	100.0	37,944,955	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算の方法により、受注工事について各々工事番号を設定し、その区分に従って原価を材料費、労務費、外注費及び経費の要素に分類集計し、間接費については、予定配賦率にて直接費発生額に応じて配賦しています。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,642,350	153,116	106,321	6,100,000	1,201,373	7,560,811
当期変動額						
剰余金の配当					145,944	145,944
利益準備金の積立		14,594			14,594	-
当期純利益					1,197,370	1,197,370
自己株式の取得						
自己株式の消却					650,000	650,000
固定資産圧縮積立金の取崩			910		910	-
別途積立金の積立				300,000	300,000	-
土地再評価差額金の取崩					181,085	181,085
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	14,594	910	300,000	268,828	582,511
当期末残高	3,642,350	167,710	105,410	6,400,000	1,470,201	8,143,322

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	24,853	11,178,307	58,504	588,028	646,533	10,531,774
当期変動額						
剰余金の配当		145,944				145,944
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		1,197,370				1,197,370
自己株式の取得	650,113	650,113				650,113
自己株式の消却	650,000	-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
土地再評価差額金の取崩		181,085		181,085	181,085	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			44,461	-	44,461	44,461
当期変動額合計	113	582,398	44,461	181,085	136,623	445,774
当期末残高	24,966	11,760,706	14,043	769,113	783,156	10,977,549

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					利益剰余金 合計
		利益準備金	その他利益剰余金				
			固定資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	3,642,350	167,710	105,410	6,400,000	1,470,201	8,143,322	
会計方針の変更による累 積的影響額					53,865	53,865	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,642,350	167,710	105,410	6,400,000	1,524,067	8,197,188	
当期変動額							
剰余金の配当					76,798	76,798	
利益準備金の積立		7,679			7,679	-	
当期純利益					762,669	762,669	
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金の取 崩			910		910	-	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	7,679	910	-	679,101	685,870	
当期末残高	3,642,350	175,390	104,499	6,400,000	2,203,169	8,883,059	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	24,966	11,760,706	14,043	769,113	783,156	10,977,549
会計方針の変更による累 積的影響額		53,865			-	53,865
会計方針の変更を反映した 当期首残高	24,966	11,814,572	14,043	769,113	783,156	11,031,415
当期変動額						
剰余金の配当		76,798				76,798
利益準備金の積立		-				-
当期純利益		762,669				762,669
自己株式の取得	73	73				73
固定資産圧縮積立金の取 崩		-				-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)			20,254	-	20,254	20,254
当期変動額合計	73	685,797	20,254	-	20,254	706,051
当期末残高	25,039	12,500,369	6,211	769,113	762,902	11,737,467

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、TAKADA研修センターの設備及び平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
機械及び装置	6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しています。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事について無償で行う補修費用に備えるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に対する過去2年間の実績を基礎に、将来の補償見込を加味して計上しています。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しています。

なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せず両建て表示しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

6．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社の主要な事業であるプラント事業においては、工事契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、顧客による検収又は期末日までに発生した工事原価が予測される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

また、商品及び製品の販売については、販売契約等に基づき、商品及び製品を引き渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

7．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事進行基準による完成工事高の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
完成工事高	3,556,532	-

(2) 工事進行基準による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、原価比例法によって金額を算定しています。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っています。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格の変動等による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しています。

2. インプット法による完成工事高の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
完成工事高	-	9,744,151

(2) インプット法による完成工事高の計上は、工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、原価比例法によって金額を算定しています。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っています。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格等の変動による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しています。

3. 契約書等で確定していない完成工事高の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
完成工事高	515,328	144,818

(2) 工事着工後の工事の追加や削減、工事内容の変更等により、当事業年度末において請負工事代金が未確定のものについては、見積りにより完成工事高を計上しています。

これらの見積りは、取引先との交渉状況や過去の実績等に基づき行っていますが、見積りの見直しがあった場合には、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しています。

4. 工事損失引当金の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
工事損失引当金	69,818	352,434

(2) 受注工事について、工事収益総額及び工事原価総額の見積りを行い、損失が見込まれるものについては工事損失引当金を計上しています。

これらの見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っています。

これらの仮定が、工事請負契約の契約内容の変更や労務費、資材調達価格等の変動による施工状況の変化により見直された場合には、見積りの見直しを行い、その影響は見積りの見直しを行った事業年度において認識しています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、工事契約については履行義務に応じて一定の期間または履行義務の充足に合わせて収益を認識し、物品の販売等については一時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しています。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しています。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、契約資産は2,836,654千円増加し、未成工事支出金は3,013,155千円減少しています。当事業年度の損益計算書は、完成工事高は115,562千円減少し、完成工事原価は19,177千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ96,385千円減少しています。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は53,865千円増加しています。

当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ2.08円、10.58円及び4.61円減少しています。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。これによる財務諸表への影響は軽微です。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた74,101千円は、「短期貸付金」70,000千円、「その他」4,101千円として組み替えています。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期、社会やお客様への影響等を予測することは極めて困難であるものの、同感染症による当社業績への影響は限定的であると仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

下記の資産は、短期借入金の担保に供しています。

(1) 担保提供資産

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
建物	316,404千円	296,214千円
構築物	9,530	8,746
土地	764,726	764,726
計	1,090,661	1,069,688

担保提供資産に対応する債務

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
短期借入金	2,900,000千円	2,800,000千円
(うち工場財団抵当と共同担保)	(2,900,000)	(2,800,000)

(2) 工場財団抵当

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
建物	644,995千円	613,796千円
構築物	6,447	5,448
機械及び装置	0	0
土地	2,663,805	2,663,805
計	3,315,249	3,283,051

工場財団抵当に対応する債務

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
短期借入金	2,900,000千円	2,800,000千円
(うち担保提供資産と共同担保)	(2,900,000)	(2,800,000)

2 保証債務

次の子会社について、金融機関からの出資に対する保証を行っています。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
タカダ・コーポレーション・アジ ア・リミテッド	14,514千円 (4,100千THB)	タカダ・コーポレーション・アジ ア・リミテッド 15,088千円 (4,100千THB)

外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しています。

3 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
受取手形割引高	69,986千円	128,976千円
電子記録債権割引高	402,168	429,355

4 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しています。

コミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
総貸付極度額	6,300,000千円	6,300,000千円
借入実行残高	2,900,000	2,800,000
差引額	3,400,000	3,500,000

(損益計算書関係)

1 営業外収益のうち関係会社との取引にかかるものは次のとおりです。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
受取配当金	75,986千円	72,937千円
受取賃貸料	2,448	2,448
その他	1,716	5,796

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	3,815千円	4,456千円
機械及び装置	247	179
車両運搬具	0	0
工具器具・備品	0	201
計	4,063	4,838

3 減損損失

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
君津支社(千葉県君津市)	生産用設備	土地	260,553
		建物	142,392
		その他	105,902
		合計	508,849

当社は、事業活動を行う事業所を基準として資産のグルーピングを行っており、賃貸用資産及び遊休資産については各物件ごとに行っています。

君津支社につきましては、完成工事高の減少等に伴い採算が悪化しており、早期の回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は鑑定評価額等により評価しています。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
君津支社(千葉県君津市)	生産用設備	機械装置	1,640
		工具器具備品	4,506
		その他	14,472
		合計	20,619

当社は、事業活動を行う事業所を基準として資産のグルーピングを行っており、賃貸用資産及び遊休資産については各物件ごとに行っています。

君津支社につきましては、完成工事高の減少等に伴い採算が悪化しており、早期の回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は鑑定評価額等により評価しています。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和3年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	1,859,886

当事業年度(令和4年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	1,986,948

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	702,303千円	789,650千円
未払賞与金	153,058	-
工事損失引当金	21,294	107,492
関係会社株式評価損	56,895	115,039
未払事業税	41,077	26,314
貸倒引当金	13,342	13,342
完成工事補償引当金	6,515	8,942
減損損失	80,571	74,248
試験研究費	14,431	12,106
その他有価証券評価差額金	6,162	-
その他	82,328	102,003
繰延税金資産小計	1,177,981	1,249,140
評価性引当額	102,668	160,813
繰延税金資産合計	1,075,313	1,088,327
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	46,259	45,859
その他有価証券評価差額金	-	2,725
繰延税金負債合計	46,259	48,585
繰延税金資産の純額	1,029,053	1,039,742

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	1.2
住民税均等割	1.6	2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.4	1.9
税額控除等	0.6	2.2
評価性引当額の増減	1.9	5.0
その他	0.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7	34.3

(注) 前事業年度において、「その他」に含めていた「評価性引当額の増減」は、影響割合が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の項目の組替えを行っています。

この結果、前事業年度において、「その他」に表示していた 2.0%は、「評価性引当額の増減」 1.9%、「その他」 0.1%として組み替えています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	日本製鉄(株)	68,358	148,407
		A G C(株)	5,643	27,682
		北九州都心開発(株)	2,000	11,500
		日本電気硝子(株)	2,899	7,875
		(株)インフォメックス	100	5,181
		(株)北九州輸入促進センター	50	5,000
		(株)T Q九州放送	80	4,000
		北九州福祉サービス(株)	60	3,000
		丸一鋼管(株)	870	2,401
		その他(3銘柄)	416	1,349
計		80,479	216,397	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	7,875,721	146,587	17,087	8,005,222	5,575,736	143,438	2,429,485
構築物	977,742	8,000	-	985,742	889,352	11,030	96,390
機械及び装置	2,675,417	91,973	77,540 (1,640)	2,689,851	2,468,585	86,038	221,266
車両運搬具	45,506	-	7,090	38,416	35,830	1,296	2,585
工具器具・備品	763,077	28,294	24,194 (4,506)	767,177	696,035	42,512	71,141
土地	3,657,849 [280,882]	397,695	-	4,055,545 [280,882]	-	-	4,055,545
リース資産	238,040	47,737	14,472 (14,472)	271,305	183,463	39,490	87,841
建設仮勘定	84,408	150,064	184,985	49,487	-	-	49,487
有形固定資産計	16,317,764	870,353	325,369 (20,619)	16,862,747	9,849,004	323,807	7,013,743
無形固定資産							
借地権	13,170	-	-	13,170	-	-	13,170
ソフトウェア	516,037	39,778	-	555,816	299,929	106,516	255,886
ソフトウェア仮勘定	12,000	49,443	14,880	46,563	-	-	46,563
その他	19,119	-	-	19,119	-	-	19,119
無形固定資産計	560,328	89,221	14,880	634,670	299,929	106,516	334,740
長期前払費用	3,898	26,450	13,079	17,268	856	744	16,411

- (注) 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。
2 リース資産の当期首残高については、前期末迄償却済の残高を89,192千円除いています。
3 ソフトウェアの当期首残高については、前期末迄償却済の残高を8,041千円除いています。
4 長期前払費用の当期首残高については、前期末迄償却済の残高を250千円除いています。
5 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	43,747	-	-	-	43,747
完成工事補償引当金	21,361	15,656	7,698	-	29,319
工事損失引当金	69,818	352,434	-	69,818	352,434

(注) 工事損失引当金の「当期減少額(その他)」は、見積額と実績額の差額の戻入れです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 (URL : https://www.takada.co.jp/) ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第74期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月30日福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年6月30日福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第75期第1四半期）（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）令和3年8月13日福岡財務支局長に提出

（第75期第2四半期）（自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日）令和3年11月12日福岡財務支局長に提出

（第75期第3四半期）（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）令和4年2月14日福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

令和3年6月30日福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

令和4年5月17日福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

令和4年6月27日福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月22日

株式会社高田工業所

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所及び連結子会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

直接原価をインプットの指標とするインプット法による完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り) 2. インプット法による完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年3月期において完成工事高47,243,833千円を計上している。そのうち、直接原価をインプットの指標とするインプット法を適用している取引(竣工済の工事を除く。)は11,089,169千円(完成工事高に対する割合23.5%)である。</p> <p>会社は、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度について信頼性のある見積りを行い、インプット法の適用を行っている。会社は、信頼性のある見積りを行うため、工事着工前に工事原価総額について実行予算を策定している。</p> <p>建設業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(仕様、設計、デザイン、工事方法、場所、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、現場の価格交渉等により、外注費や材料費が変動する可能性や、当初予算策定時に想定していなかった工期の変更などが生じ、工事収益総額及び工事原価総額が変動する可能性がある。</p> <p>このような状況において、実行予算の策定及び見直しが適時・適切に実施されなかった場合、工事原価総額の見積りが適切に行われず、結果としてインプット法による完成工事高が適切に計上されない可能性がある。</p> <p>インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っているものの、これらの仮定は工事内容や工期の変更などにより変動することもあり、適時・適切に見積りを見直すことは経営者の重要な判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りを検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>工事等の実行予算の策定プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行予算の策定及び適切な承認が行われる統制 ・ 工事契約の変更やその他の事後的な事情の変化を識別し、工事原価総額の見積りを適時に実行予算へ反映する統制 <p>工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期末決算日において仕掛中であつた工事の工事原価総額について、その後の実績との比較を行い、工事原価総額に関する経営者の見積りの精度を検討した。 ・ 工事原価総額の見積りに使用される実行予算とその基礎となる原価積算資料との整合性を確認し、重要な仮定については、積算の根拠となつた見積書等との突合、または決算日後に発生した実績工事原価と工事原価総額の見積りとの比較検討を行った。 ・ 決算日において仕掛中の工事について、工事現場の視察を行い、現場における進捗状況と工程表を照合し、予算表に反映されている進捗率と乖離が生じていないか検討した。 ・ 生産会議資料の閲覧を行い、実行予算の見直しに関する判断について、工事担当者への質問を行うとともに、見直しの根拠資料との突合を行った。また、適時・適切に実行予算へ反映しているかを確認した。 ・ 決算日後に行われた工事原価総額の見積りの重要な変更の有無について確認した。

契約書等で確定していない完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り)3. 契約書等で確定していない完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年3月期において完成工事高47,243,833千円を計上している。そのうち、完成工事高144,818千円(完成工事高総額に占める割合は0.3%)については、得意先からの最終的な注文書や契約書が未入手であるため、過去の実績等に基づき収益を見積ったうえで概算計上している。</p> <p>工事の受注にあたっては、通常、会社は工事着工前に得意先から注文書や契約書を入手するが、プラント建設業・プラント保全業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(工事範囲、仕様、設計、デザイン、工事方法、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、保全業務においては、作業実績金額の精算に伴って注文金額が事後的に確定することがある。</p> <p>このように得意先から適時に注文書や契約書を入手できない場合において、会社は、個別の工事に要した原価やこれに基づき提出する見積書、得意先との交渉過程で得られる内示・査定情報、過去に行った得意先との交渉結果などに基づき契約金額の見積りを行っている。</p> <p>上記から、契約書等で確定していない完成工事高の計上は、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断を伴い、財務報告に与える質的な重要性が高く、証明力の強い監査証拠の入手が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、契約書等で確定していない完成工事高の計上を検討するため、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>完成工事高の概算計上を適切に行うために会社が構築した内部統制の整備・運用状況の有効性について、以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額(工事金)の見積りが必要とされる工事案件について、概算工事金計上のための申請書が受注部門により作成され、概算計上が網羅的かつ適切に行われる統制 ・ 工事金が概算計上された工事案件について、金額決定時に概算工事金の決定報告書が受注部門により適切に作成され、確定額の計上が行われる統制 <p>概算計上の合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概算工事の計上根拠資料の閲覧及び担当者への質問及び過去の類似的な工事案件との比較により、完成工事高を概算計上している合理的な理由について検討した。 ・ 得意先に提出した見積書等と原価の発生状況を示す生産管理表との整合性を検討した。 ・ 得意先との交渉資料等の根拠資料を閲覧し、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断の合理性について検討した。 ・ 決算日以降に確定した概算工事金については、概算計上額と確定額を工事案件ごとに比較し、差額についてはその要因を質問し、概算計上時点において最善の見積りが行われていなかった可能性の有無について批判的に検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社高田工業所の 令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社高田工業所が令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月22日

株式会社高田工業所

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲 吾
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高田工業所の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高田工業所の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

直接原価をインプットの指標とするインプット法による完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り) 2.インプット法による完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年3月期において完成工事高41,852,640千円を計上している。そのうち、直接原価をインプットの指標とするインプット法を適用している取引(竣工済の工事を除く。)は9,744,151千円(完成工事高に対する割合23.3%)である。</p> <p>会社は、工事収益総額、工事原価総額及び会計年度末における工事進捗度について信頼性のある見積りを行い、インプット法の適用を行っている。会社は、信頼性のある見積りを行うため、工事中工前に工事原価総額について実行予算を策定している。</p> <p>建設業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(仕様、設計、デザイン、工事方法、場所、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、現場の価格交渉等により、外注費や材料費が変動する可能性や、当初予算策定時に想定していなかった工期の変更などが生じ、工事収益総額及び工事原価総額が変動する可能性がある。</p> <p>このような状況において、実行予算の策定及び見直しが適時・適切に実施されなかった場合、工事原価総額の見積りが適切に行われず、結果としてインプット法による完成工事高が適切に計上されない可能性がある。</p> <p>インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りは、工事請負契約の契約内容や施工状況等に著しい変化がないものと仮定して行っているものの、これらの仮定は工事内容や工期の変更などにより変動することもあり、適時・適切に見積りを見直すことは経営者の重要な判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、インプット法による完成工事高の計上及び工事原価総額の見積りを検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>工事等の実行予算の策定プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行予算の策定及び適切な承認が行われる統制 ・ 工事契約の変更やその他の事後的な事情の変化を識別し、工事原価総額の見積りを適時に実行予算へ反映する統制 <p>工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期末決算日において仕掛中であった工事の工事原価総額について、その後の実績との比較を行い、工事原価総額に関する経営者の見積りの精度を検討した。 ・ 工事原価総額の見積りに使用される実行予算とその基礎となる原価積算資料との整合性を確認し、重要な仮定については、積算の根拠となった見積書等との突合、または決算日後に発生した実績工事原価と工事原価総額の見積りとの比較検討を行った。 ・ 決算日において仕掛中の工事について、工事現場の視察を行い、現場における進捗状況と工程表を照合し、予算表に反映されている進捗率と乖離が生じていないか検討した。 ・ 生産会議資料の閲覧を行い、実行予算の見直しに関する判断について、工事担当者への質問を行うとともに、見直しの根拠資料との突合を行った。また、適時・適切に実行予算へ反映しているかを確認した。 ・ 決算日後に行われた工事原価総額の見積りの重要な変更の有無について確認した。

契約書等で確定していない完成工事高の計上 【注記事項】(重要な会計上の見積り)3. 契約書等で確定していない完成工事高の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和4年3月期において完成工事高41,852,640千円を計上している。そのうち、完成工事高144,818千円(完成工事高総額に占める割合は0.3%)については、得意先からの最終的な注文書や契約書が未入手であるため、過去の実績等に基づき収益を見積ったうえで概算計上している。</p> <p>工事の受注にあたっては、通常、会社は工事着工前に得意先から注文書や契約書を入手するが、プラント建設業・プラント保全業においては、工事着工後も当事者間の合意によって、工事の追加や削減、工事の内容(工事範囲、仕様、設計、デザイン、工事方法、工期等)の変更などが行われることが少なくない。また、保全業務においては、作業実績金額の精算に伴って注文金額が事後的に確定することがある。</p> <p>このように得意先から適時に注文書や契約書を入手できない場合において、会社は、個別の工事に要した原価やこれに基づき提出する見積書、得意先との交渉過程で得られる内示・査定情報、過去に行った得意先との交渉結果などに基づき契約金額の見積りを行っている。</p> <p>上記から、契約書等で確定していない完成工事高の計上は、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断を伴い、財務報告に与える質的な重要性が高く、証明力の強い監査証拠の入手が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、契約書等で確定していない完成工事高の計上を検討するため、主として以下の手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価</p> <p>完成工事高の概算計上を適切に行うために会社が構築した内部統制の整備・運用状況の有効性について、以下の内部統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額(工事金)の見積りが必要とされる工事案件について、概算工事金計上のための申請書が受注部門により作成され、概算計上が網羅的かつ適切に行われる統制 ・ 工事金が概算計上された工事案件について、金額決定時に概算工事金の決定報告書が受注部門により適切に作成され、確定額の計上が行われる統制 <p>概算計上の合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概算工事の計上根拠資料の閲覧及び担当者への質問及び過去の類似的な工事案件との比較により、完成工事高を概算計上している合理的な理由について検討した。 ・ 得意先に提出した見積書等と原価の発生状況を示す生産管理表との整合性を検討した。 ・ 得意先との交渉資料等の根拠資料を閲覧し、当事者間での実質的な合意の有無及び当該合意の内容に基づく対価の見積りに関する経営者の判断の合理性について検討した。 ・ 決算日以降に確定した概算工事金については、概算計上額と確定額を工事案件ごとに比較し、差額についてはその要因を質問し、概算計上時点において最善の見積が行われていなかった可能性の有無について批判的に検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。